

北海道議會時報

第3卷 第12號

~~~~~目 次~~~~~

議會の動き

・常任委員會	1
合	2
・第二回一道北部七縣議會議長會	2
・八大都道府縣議會議長會	2
・全國都道府縣議會議長會常任幹事會及び幹事會	2

資料

・行政事務再配分第二次勸告に對する意見	3
・全國人口階層別町村數調について	6
・昭和26年度補正豫算成立について	8
・地方財政平衡交付金増額に關する兩院の決議について	9
・昭和26年度地方財政平衡交付金について	10
・教育制度の改革に關する政令諮問委員會の答申	11
・教育委員會制度改正に關する答申	15
・義務教育費國庫負擔制度の概要	19
・文部省の提唱する義務教育費 國庫負擔制度に對する地財委の意見	22
・昭和26年度産米供出割當數について	26
・昭和26年度道費豫算現計調	27
・昭和26年度道稅徵收狀況調	30
・農業協同組合現況調	30
・水産業協同組合現況調	31
・中小企業協同組合現況調	32
・産業別勞働組合現況調	33
・第五回定例道議會の議決を経た條例の經過調	34

雜 錄

・地方行政疑義問答集	35
------------	----

圖書室 便り

議會の動き

常任委員会

總務委員会

○十一月一日午前十二時第二委員室にて開議、行政機構並びに事務の簡素化調査を議題に供し、次期議會報告の關係もあり、早急調査の要があるので、出先機關の調査は道南、道北二班に分け、更に執行部の財政協力（豫算折衝）のため上京する一班と合せて三班に編成することに決し、上京委員は直ちに委員長より桑野、吉田、岡田の各委員と指名、道内調査の日程を決定して、午後一時二十分散會。

○十一月十九日午前十一時第一委員室にて開議、委員長より過般上京折衝せる財政問題、並びに行政簡素化、給與改訂、開發費豫算等についての状況、また岡田委員よりその後の経過につき報告あり、ついで町制施行問題を議題に供し、和寒村、長沼村の町制施行に對する理事者側の意見を聴取、委員會として實地調査をなすことに決定、ついで先般行つた出先機關についての調査報告が道北、林委員、道南、齋藤委員よりなされ、それを中心に意見の交換を行つた結果、十二月一日更に總務委員會を開催して、協議することに決定、また府縣の調査とは別に豫め文書で人口、面積、條例定員、豫算定員、欠員、平衡交付金の基準財政額、部課の機構、豫算と人員の關係、委員會の整備状況、出先機關等について都府縣に實情を照會することを決し、午後三時散會。

文教委員会

○十一月二十一日午前十一時三十分第一委員室にて開議、過般國體招致運動のため廣島に赴いた状況について、委員長より經過報告があり、ついで僻地學校教育調査について諮り、日程、派遣委員を決定、のち教育委員會事務局より昭和二十七年教育費豫算編成概要について説明あり、更に高等學校整備に對する二億五千萬圓の枠内事業施行状況及び札幌北高校敷地移轉問題について夫々説明を聴取、午後〇時四十分散會。

水産委員会

○十一月二十六日午前十時五十分町村會館會議室にて開議、本道漁港に對する國庫負擔の特例を設けた漁港法の一部改正につき水産部長より説明があり、これに對する質疑應答の後、漁港豫算折衝のため委員を派遣する事に決定、ついで漁業證券資金化の現況について漁政課長より説明あり、主として漁村負債整理と關連する資金化計畫について論議が交され、暫時保留、後刻檢討することにし、更に本道漁業にとり重要ないか漁については資源維持、漁業秩序の面より許可漁業にすべきである旨の本道案を強力に推進すべき旨の發言があつてそのことに決定、孵化場移管問題について部長より説明あり、午後零五十分休憩、午後一時二十分再開、漁業證券資金化問題を再び議題に供し、濱森委員より、道の資金化計畫が漁業團體等に諒解されて居らず、道の方針について明示すべきことを強張、部長より本委員會終了後開かれる水産委員と協同組合長懇談會及び明日より開かれる協同組合長會議における協議檢討の結果を骨子として、資金化計畫案を立案する旨の答辨あり、一端休憩、午後四時十分再開、漁港豫算折衝委員として、勢田、松平、金澤、沖野の各委員を決定、午後四時四十五分散會。

土木委員会

○十一月二日午前十一時四十分第二委員室にて小委員會を開議、宮津委員を主査に決定後、道の建設機械整備計畫の内容、及びこれが資金の見透しについて種々審議の結果、建設機械整備計畫に基く豫算折衝のため、委員を上京折衝せしめ、その報告を待つて、更に檢討することとし、派遣委員に時田、中牧、池戸の三委員を決定、午後一時四十五分散會。

建築委員会

○十一月一日午前十時五十五分第一委員室にて開議、開議に先立ち、公營住宅建設に對する道費補助の件について、北海道住宅建設促進會より陳情を聴取、ついで農漁村住宅改善補助の件について意見の交換があり、のち一般建築物施行状況（土木事情をも含め）調査のため二班に分れ上川支廳管内、後志支廳管内へ派遣することを決し、午後一時四十分散會。

會 合

第二回一道北部七縣議會議長會

○十一月八、九日の兩日福島縣において開催、行政事務配分に關する第二次勸告に對する意見及び當面重要問題につき協議をそれぞれ可決の上、次回開催地を山形縣に決定して散會した。

一、行政事務再配分に關する第二次勸告に對する意見については道及び各縣提出の意見はいずれも理由があるのでそのまゝ全國議長會に提出することに決定。

左の各議案はいずれも原案通り可決された。

- 一、戰爭犠牲者國家補償の立法化促進について
- 一、石炭手當及び寒冷地手當に對する非課稅措置要望について
- 一、都道府縣有營造物の損害に對する相互救濟事業について
- 一、農業委員會及び漁業調整委員會等の各種委員會委員定數の縮減と委員の選任制度改正方について
- 一、小學校々舎改築費に對する國庫補助金交付について
- 一、雨天體操場建築費に對する國庫補助金の増額について
- 一、自作農創設維持資金の融通制度の確立について
- 一、土地改良事業の促進について
- 一、耕地災害復舊國庫補助金の早期交付について
- 一、積雪寒冷單作地帶國庫補助事業の擴充について
- 一、給水人口一萬人以下の上水道設置に對する國庫補助について
- 一、有畜農家創設維持法の制定方要望について

八都道府縣議會議長會

○十一月十九、二十日の兩日神奈川縣において開催、行政事務再配分に關する第二次勸告に對する意見を主題として協議、その結果を關係筋及び

全國議長會に提出することに決定散會。

全國都道府縣議會議長會常任幹事會及び幹事會

○十一月二十二日東京都において開催、左記の事項を協議決定した。

一、行政事務再配分に關する第二次勸告に對する意見。

「資料」欄に掲載した「行政事務再配分第二次勸告に對する意見」の通り決定。

二、陳情事項の處置について

各縣より全國議長會に意見を出すことに決定。

「昭和二六、一〇、一二舊赤坂離宮幹事會における口頭陳情事項に對する分で別紙配付行政資料第九號参照」

三、地方自治法の全面的改正方について決定

四、常任委員長の會同について決定

五、地方事務所存廢問題について尙研究のことに決定

六、都道府縣有營造物の損害に對する相互救濟事業について

各ブロックより更に検討の上意見を出すことに決定。

資料

「行政事務再配分に關する第二次勸告」

に對する意見

全國都道府縣議會議長會

昭和二十六年十一月三十日衆參兩院議長、內閣總理大臣、各省大臣、地方行政調査委員會議長、地方財政委員會委員長、衆參兩院各常任委員長、他關係方面に提出。

序

地方行政調査委員會が行政事務再配分に關する勸告にあたつて、長期に亘る慎重な調査研究を遂げ、勸告を貫く根本方針として、地方自治を確固とした基盤の上に置くことが、民主政治の最も重要な支柱でなければならぬとした努力に對し、深く敬意を表するとともに、この方針を基底とした事務配分については原則的に賛成し、これを支持するものである。しかしながら本會は、この勸告の實現に當つては、なほ且つ次の諸點を強調するとともに、勸告各項中においても、後に述べる點については反對又は再考を必要とする意見を表明し、その善處方を要望するものである。

地方行政調査委員會は、この第二次勸告をもつてその使命を終了したとしてゐる。本會は、國會及び政府がこの勸告の基本方針を尊重し、更にこれに對する各方面の意見を十分勘案の上、その實施について迅速且適切な措置を講ぜられんことを希求して已まない次第である。

第一 總論的意見

一、府縣の性格と地位について

勸告は、第一次、第二次を通じて、府縣の性格と地位についての觀念が明確を欠いているが、この觀念の明確こそ正しい事務再配分の前提をなすものである。

府縣は、久しきに亘る傳統により府縣民の協同體的意識と信頼によつて市町村を包摂する自治團體であり、それ自體の果すべき獨自の事務と使

命を有し、併せて市町村事務に對する補完や、連絡調査の機能をもつたわが國地方自治の必然的、本質的特色ある自治體であることを強調するものである。

二、都道府縣財政の確立について

行政事務の再配分に伴つて、その事務量にふさわしい財源賦與は不可欠である、財源の伴わない事務の再配分は行政の混亂を來たすのみならずそれは地方自治に對する批難を徒らに大ならしむるものであるが、勸告の地方税制度の改正中、都道府縣の財政については、むしろこれを輕視するの感あるのは遺憾である。

地方税制度の改正に當つて本會が府縣財政の確立について強調するところは府縣の財源に對しては、前述府縣の性格地位を明確に認識し、その廣汎な行政機能と責任を果たすに必要な獨立の財源を與え、特に税收入の貧弱な農村を十分考慮に入れ、その税種は確實にして、且つ弾力性あるものの外、府縣民全體に普遍性をもつたもの、たとえば府縣民税の創設の如きであるが、もとよりこれらの財源賦與については、事務の再配分の結果、國の事務の減少によつて生ずる國税を減じて地方に移管することであつて、即ち國と地方を通ずる税制の根本的改正を強く要望して已まない。

三、勸告の實施について

勸告の實施については、國會及び政府において重大な關心と熱意をもつて當られたい。その方策として次の措置が望ましい。

(1) 勸告實施促進のため政府部内に責任ある主管廳を設け（指定）、その長官に國務大臣を充てる。

(2) 第一次勸告において事務再配分實施にあたつて考慮すべき問題として、町村規模の合理化について述べてある、理論としては正しいが現實の問題としては甚だしく困難な問題である。町村規模の合理化については、今後更に政府及び地方關係團體が協力してその促進に一段と努力すること。

四、國の出先機關について

勸告によつて事務の再配分が行われ、國と地方公共團體の間に於ける行政上の責任が明確になりこれに伴つて國の出先機關の整理統合が期待されるが、將來國が地方に出先機關を設ける場合は、行政遂行の圓滑を期する見地から關係府縣の同意（議會の同意）を必要とすることが望ましい。

第二 勸告の各事項に對する意見

一、特別市の問題について（勸告Ⅱ第一行政事務再配分に關する特例中）

勸告が大都市における行財政能力の優越性を認め、他の市町村との畫一的な取扱を避けた事務の配分については肯定できるが、勸告が大都市における自治行政を更に推進する制度として、特別市考慮の問題に觸れてゐることに對しては、その必要のないことについて次の點を主張するものである。

即ち、大都市を府縣より分離獨立させて特別市を設けることは、市の基本的性格を混淆し、又これによつて府縣を細分化することは、都市と農村との一體性を無視するものであつて、大局的には大都市行政の合理的能率の運営を阻害する結果となる。

今回の勸告においても「事務の再配分が勸告通り實施されることにより從來特別市實施を必要とした主な理由は除去される」としており、もはや特別市の問題は考慮の餘地なく、地方自治法よりこの文字は抹消さるべきである。

二、市町村の規模の合理化について

（勸告Ⅱ第二行政事務再配分に伴ひ必要な事項中） 一、地方公共團體の地域的再編成

市町村規模の合理化に關する勸告は賛成である。

ただ、勸告中「市の設置については、あらかじめ國に協議することが適當である」としているが、國にあらかじめ協議するということは自治本

來の趣旨にとり、地方の自主的意欲を制肘する結果を招致する虞れがあるから賛成できない。

三、都道府縣の規模の合理化について

（勸告Ⅱ第二行政事務再配分に伴ひ必要な事項中） 一、地方公共團體の地域的再編成

本問題についての勸告は、廣域行政を、より能率的に行うことができる府縣の規模として、人口おおむね二百萬を目標として、文化的、經濟的、社會的に關係ある地域をもつて區域とし、規模の小さいものの合理化を検討することが適當であるとしている。本問題の検討については、人口數よりも、その密度や更に山河自然の地形にふさわしい地理的條件、利害の交錯する經濟的事情、社會發展の上から見た文化的な面等の綜合的な見地より十分なる勘案を要し、又その實施については、原則として關係團體の理解と協力による自主的措置に任すべきである。併しながら、政府が特別の事情によつて、特定の府縣につきその廢置分合の必要を認めた場合は、勸奨によることも考えられる。

四、府縣の組織及び運営について

（勸告Ⅱ二、地方公共團體の組織及び運営（府縣））

1 議會の議員を名譽職とし、その定數をおおむね三十人以上六十人以上とする勸告について

(イ) 名譽職とすることについて

議員を名譽職とすることについては反對である。

議會は、地方公共團體の意思機關として執行機關と相牽制しつつ、公共團體の利益と住民福祉のための行政運用を行う機關であり、議會を構成する議員は、これらの重責を果たす義務を有するものである。而も、最近の地方行政は廣汎且つ複雑多岐に亘り議員の政治關與は寧ろ目なきあり様である。然るに議員の身分を名譽職とすることは勢ひ責任觀念の上において、その活動を消極化し、議會をして從來の執行部に對する協賛機關的存在たらしめる懸念がある。

(ロ) 議員の定數を減少することについて

議員の定数を減少するとする勧告について反対である。

即ち民主政治の本質は多衆の政治參與を建前とする。今日民主政治はなお成長の段階にあるのであつて、選舉民の政治的關心も現在のうちに低い状態で、簡単に議員の数を減らすことは折角民主化されようとしている議會制度をボス化したり、少數なれ合い政治の弊を招くの危険性があり適當でない。

2 議會の委員會制度の運用について検討を加えるとする勧告について委員會制度は、近代議會の運営上必須の制度である。

勧告は單にこの制度の運用について検討を加えるとしているが、もとよりその進歩的運用についての検討は必要とするも、勧告の趣旨が現行常任委員會の廢止、又は舊參事會制度の復活等を意味するものであるれば、民主議會運営上の見地よりこれに反對せざるを得ないのみならず、むしろ現行法を改正して委員會が閉會中においても活動し得るよう積極的な法的措置を要望するものである。

3 部の設置について

勧告は、總務、社會、經濟及び土木の四部を法定し、府縣は六部以内で自主的に組織を定めることができるものとするとしているが、府縣の組織を畫一的に法律で定めることは地方の實狀に即さない。部の府縣の條例で任意に設置できるようにすべきである。

4 副知事は條例で置かないことができるものとする勧告について副知事は一人として條例で置かないことができるものとする。

6 監査委員の選任方法について

勧告による學識經驗者中より選任する監査委員の資格要件については異存はないが、現行監査委員の選任方法は、監査を受ける立場の知事が議員の同意を得て、選任することになつており、この方法は監査の公平を期する趣旨より議會が選任するようにすべきである。

7 府縣に法律顧問を置くことについて

必要に應じ、現行地方自治法第一七四條による専門委員制度を活用す

るの途があるから、強いて法律顧問を置く要は認め難いが、若しこれを設置するとなれば議會の同意を要することとすべきである。

第三 地方税財政制度の改正に對する意見

一、一般方針について

行政事務再配分に關連する範圍として、勧告による地方税財政制度の改正方針については概ね賛意を表するものであるが、特に平衡交付金、國庫補助金の交付方法、時期等を適正にすることに併せてその算定の基準については、一段の合理化を圖り、いやしくも國が財政を通じて、地方公共團體を支配統制することのないようにすることを強調するものである。

二、地方税について (勧告第三地方税財政制度の改正中、一、地方税)

勧告は府縣の財政について積極的な熱意を示していないが、この問題は都道府縣財政窮乏の現狀に鑑みて、事務再配分後におけるまことに重大な問題である。都道府縣の財源としては本會が從來主張要望している通り、確實にして安定性をもち而かも都道府縣民の經費分擔精神の意欲を培う普遍的な税種を與えることが、その根本方針でなければならぬ。

勧告は義務教育に關する事務を市町村事務とした結果、教員給その他市町村の經費増加のため、市町村に對する財源賦與として所得税の減税による市町村民税の増徴、酒、煙草消費税の創設、入場税遊興飲食税の市町村移讓を勧告しているが、入場税、遊興飲食税は税源の偏在と徴收の困難な點から直ちに市町村への移讓には賛成し難く、この税源の配分についてはなお慎重な考究を要するところである。

義務教育費は、教育の重要性和負擔均衡の點より全額國庫負擔を建前とし酒税及び煙草專賣益金の一部を府縣税に移讓する等を含む國税、地方税を通ずる税制の根本的再検討が必要と思う。この場合都道府縣税としては前記根本方針にもとづいて、例えば都道府縣民税を創設するが如き税種について十分な考慮を要望するものである。

三、平衡交付金について

(勸告Ⅱ第三地方税財政制度の改正中)
二、平衡交付金

平衡交付金の總額決定に對し國はやむを得ない事情でその總額の支出が困難な場合は、國が法律によつて義務づけた事務をそれだけ削減することとしてゐるが、法律によつて義務づけた事務に對しては、國は全責任をもつて支出の途を講ずべきであつて、國庫財源の都合による削減は事務の混亂を來たすから妥當でない。

四、國庫補助金について

(勸告Ⅱ第三地方税財政制度の改正中)
三、國庫補助金

國庫補助金の項で災害復舊事業についての勸告は、「國庫補助金制度等の改正に關する勸告」によるべきこととしてゐるが、地方財政の現状より災害復舊事業費は、その全額を國庫において負擔することを要望する。

五、地方債について

(勸告Ⅱ第三地方税財政制度の改正中)
四、地方債

地方債の發行を原則として地方公共團體の自由とし、現行の制限はすべて廢止するとする勸告には賛意を表するが、地方財政の健全と、地方債信用確保の措置に關する勸告については次の意見を有するものである。
(イ) 地方債の償還費が歳出の一定割合を超えないよう地方債の發行限度

を法定することとしてゐるが、この場合災害復舊費の全額國庫負擔制度確立に至る迄の間は災害に關する起債は、優先的にこれを認め且つこの償還額については、地方債發行制限より除外して、災害の多い府縣の實情を十分考慮すべきである。

(ロ) 地方債資金の供給源については廣く金融機關、個人等から公募し得る途を開くことについての勸告は賛成であるが、この場合民間の産業金融を阻害しないことが必要であるとともに、この外に地方債引受け金庫制度を設けることも考慮さるべきである。

(ハ) 「地方債に關する統一的法律を設け右のほかに起債の方法、地方債の形態、償還年限の最高年度等について規定すること」との勸告は前文「地方債の發行は原則として地方公共團體の自由とし現行の制限はすべて廢止する」とある趣旨に反するから、その必要を認めないが手續上についての規定を設けるとすれば、右の原則的方針堅持の下に最少限度に止むべきである。

全國人口階層別町村數調について

行政事務再配分に關する勸告(第一次)において、地方公共團體の規模の合理化として「規模の著しく小さい町村については、おおむね人口七、八千程度を標準として……」と述べられているが全國人口階層別に町村數を見ると左表の如くである。

人口階層別町村數調

全國議會議長會事務局調昭二五、一〇、一現在

人口階層	人口階層別町村數					人口階層	人口階層別町村數				
	0(未滿)	5,000(未滿)	10,000(未滿)	10,000以上	計		0(未滿)	5,000(未滿)	10,000(未滿)	10,000以上	計
北海道	1	4	10	5	20	北海道	1	4	10	5	20
青森	0	1	1	1	3	青森	0	1	1	1	3
岩手	0	0	0	0	0	岩手	0	0	0	0	0

昭和二十六年度補正豫算は、十一月八日衆議院を通過、同月三十日參議院の議決を経て成立を見たのであるが、今次補正豫算には、學校給食費の追加、公共事業費の増額、國民金融公庫、住宅金融公庫、日本開發銀行等の出資平衡交付金、警察豫備隊費の増額、更に給與改善費年末手當の増額等が計上され、種々關連も深いので左に一應その細目を掲上した。

補正豫算組目

(單位百萬圓、端數切捨で、△は減)

◆一般會計歲入		當初豫算		補正額		計		3公		共事		費	
1租	稅	印	紙	收	入	四四、五四	一、五、九	六〇、三〇〇	二〇、六九	三、三二	二四、三三		
2官	業	官	有	財	收	一五、四九	一、三、六〇	一、三、六〇	一、〇、六	三、〇〇	三、〇、六		
	專	賣	公	社	益	一三、〇八	四、五〇	一、七、五	四、五	五、〇	一、三、五		
	病	院	收	入		六、〇五	九、五	七、〇	一〇、三、六	二五	一〇、三、六		
	公	團	等	整	理	九、七	八、〇	一、七、九	七、八	一〇、〇〇	一、六、四		
	そ	の	他	入		三、一四	一、九	三、三〇	五、〇〇	三、〇〇	一〇、〇〇		
3雜	收	入				四、九三	六、三	四、三	〇	一〇、〇〇	一〇、〇〇		
	日	銀	な	ど	納	一四、四六	三、六	一、八、四	二、〇〇	三、〇〇	五、〇〇		
					付								
					金								

鹿宮大熊長佐福高愛香

計兒

島崎分本崎賀岡知媛川

三
四〇

一〇六一七二八四一

四
三〇

一〇一七三八六九二八七

四
九

一二四九二四九八五八

六
五七

四九一一七六九三九八五

一
八四三

四三六零二六五二

三
〇六

五〇五二三六七五九五

三
三九

一九五三五四八四二〇七

一
二五

六四三三六五二七

五
七

二〇二二二六〇三

八
三三

六五二八〇〇三三一三九四

地方財政平衡交付金増額に 關する兩院の決議について

昭和二十六年度一般會計の補正豫算は衆參兩院を通過成立したのであるが、平衡交付金の増額については衆院は十一月十日參院は同十二日、それぞれ左の如き決議をなし、その増額方を政府に要望した。なお兩院決議中の「地財委の意見」の骨子は、地方財政の歳入並びに新規需要額に再檢討を加えた結果、本年度の不足額は四三八億圓余に推定される。そのうち二〇〇億圓は今次補正豫算で措置せられるが（平衡交付金一〇〇億圓、地方債一〇〇億圓前掲補正豫算参照）なお二三八億圓の不足があるこの不足分については、地方公共團體自體においても八八億圓を充足するよう努力するが、結局更に平衡交付金一〇〇億圓、地方債の増加發行五〇億圓を必要とする。というもので、十月二十二日衆參兩院議長に提出されている。

地方財政平衡交付金増額に關する決議（十一月十日衆議院決議）

政府は、この際、全國一萬餘の市町村の熱望に應え、地方財政の現狀にかんがみ、地方公務員の給與ベース改訂その他の財源を確保するため、地方財政平衡交付金の配分基準並びに所要總額等について地方財政委員會の意見を尊重して善處すべし。

右決議する。

地方財政平衡交付金等の増額に關する決議

（十一月十二日參議院決議）

地方財政の窮乏は今日より甚しきはなく、民主政治の基盤たる地方自治を脅かしている。地方財政委員會においては、この窮乏を緩和するため、先に政府に對し、平衡交付金及び地方起債の増額を要望し、政府も亦補正豫算において若干の考慮を拂つたが、右の追加増額を以てしては、地方公務員の給與改訂に伴う財源等を確保するに不充分であつて、到底現下の危機を突破することができない。

よつて、政府は地方財政委員會の意見書に鑑み、更に平衡交付金及び起債の額を増加計上する措置を速かに執るべきである。

右決議する。

系價安	0	三、〇〇〇	三、〇〇〇
輸出信用保險	0	一、〇〇〇	一、〇〇〇
國民金融公庫	二、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇
住宅金融公庫	五、〇〇〇	三、〇〇〇	八、〇〇〇
日本輸出銀行	五、〇〇〇	一、〇〇〇	七、〇〇〇
日本開發銀行	0	七、〇〇〇	七、〇〇〇
その他	三、八四一	0	三、八四一
5平衡交付金	一、一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、二〇、〇〇〇
6國際通貨基金及開發銀行出資	0	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
7價格調整費	三、〇〇〇	0	三、〇〇〇
8國債償還費	三〇、〇〇〇	〇	三〇、〇〇〇
9遺家族援護調査費	0	〇	〇
10警察豫備除費	一六、〇〇〇	一〇〇	一六、一〇〇
11國家地方警察費	二二、一五	二六九一	二四、八〇〇
12租稅拂戻金	一、六〇〇	二六七五	四、二七五
13雜費	一八〇、八元	七、三五	一八八、一五
14給與改善件	0	七、六一	七、六一
15年終手当増額	0	二〇、六六	二〇、六六
16行政整理費	0	三、〇〇〇	三、〇〇〇
17豫備費	一、〇〇〇	0	一、〇〇〇
18學童給食費	0	一、五〇〇	一、五〇〇
計	六、七、四三〇	三六、二六七	七、四〇、七〇六
◆郵政事業特別會計			
歳入	五、〇、〇〇〇	七、七、七三	六、七、七三
◆電通事業特別會計			
歳入	六、三、一五	一六、三〇〇	六、四、九三
◆日本國有鐵道豫算			
損益勘定			
(收入經費とも)	一三、〇、四七	四一、四三六	一八〇、五九六
工事勘定(收入經費とも)	三、一、三〇	五、〇、一五	六、一、八九

昭和二十六年地方財政平衡交付金について

この資料は、本年度地方財政平衡交付金の交付の現況と今後の見通しの問題について、全國都道府縣議會議長會事務局から流されたものである（「前掲地方財政平衡交付金増額に關する兩院の決議について」とも關連あり、彼此参照されたい。）

昭和二十六年地方財政平衡交付金について の概要解説

一、地方財政平衡交付金制度は、さきにシャープ財政使節團によつてなされたわが國、稅財政改正に對する勸告をもととして創設せられたものであるが、この制度をめぐつて、國と地方の間に毎年の財政的紛争を繰り返している現状である。殊に最近に至つてはこの制度の根本的理念に對する批判が行われたり、運用上の一大改正が主張されたり、各種各方面の論議檢討がなされていゝのであるが、何れにせよ地方側としては、この制度による交付金が歳入豫算の大きな割合を占めており、この問題の合理的解決については直接至大な影響をもち、そのなり行きは一大關心事でなければならぬ。

しかしながら、ここに述べたところはこれら根本的な問題はしばらくおき、本年度における平衡交付金豫算額、交付金交付の現況及び本年度交付金をめぐる今後の問題點等について、若干の説明を試み御參考に供することにするものである。

二、本年度平衡交付金の政府豫算總額は、一、一〇〇億圓であるが、政府は今次の臨時國會に補正増額として一〇〇億圓（外に地方起債枠擴大一〇〇億圓）を計上それぞれ成立を見た。その後衆、參兩院ではこの外に本年度地方財政の救済のためには、更に一〇〇億圓（外に起債枠の擴大五〇億圓）の平衡交付金の増額が必要であるとし、政府の善處方を決議している。兩院決議による更に一〇〇億圓の増額については、今次國會には實現性が薄く次期通常國會においての増額が期待される譯である。

（十一月二十七日參院豫算委員會で吉田總理は平衡交付金の増額は（今次補正計上以外の意）でき得れば望ましいことであるが、現在の國の財政から見て困難であると答辯している）
三、次に本年度の交付額（假）決定と今日までの交付額の累計は左表のとおりとなつてゐる。

昭和二十六年地方平衡交付金概要交付現狀調

區分	都道府縣	市	町	村	合	計
本年度豫算額						110,000,000
特別交付額						11,000,000
差引普通交付額						99,000,000
右の内假保留額						3,531,900
概算決定額	6,331,700	27,150,000	8,100,000	2,700,000	44,282,700	
四月交付額	16,700,000	8,100,000	0	0	24,800,000	
六月交付額	16,700,000	0	0	0	16,700,000	
七月交付額	16,700,000	8,100,000	0	0	24,800,000	
十月交付額	0	5,838,800	0	0	5,838,800	
十二月交付額	19,031,500	0	0	0	19,031,500	
合計	67,931,500	33,038,800	0	0	100,970,300	
概算交付殘額	△ 67,931,500	5,151,200			4,330,000	

本件超過交付額は次期の交付額決定の際に正されるものである。

普通交付金の未交付額合計は假保留額と概算交付残額の合計七、九〇七、四〇七千圓である。

四、右表は本年度政府當初豫算一、一〇〇億圓に對するものであると同時に、更に總額中より特別交付金として法定されている一割相當額一一〇

億圓を差引いた残部九〇億圓を普通交付金の用途としたもののうちから、更に地財委において三五億圓を保留して概算交付假決定を行い、これにもとずいた交付額の現況である。

従つて本表の示すとおり、平衡交付金交付の現況は、當初豫算に對しなお未交付額として普通交付金において約七九億圓、特別交付金において一一〇億圓が地財委に保留されている。この外前述今次補正豫算に計上されている一〇〇億圓を加えれば、總計約一八九億圓（普通交付金一七九億圓、特別交付金一一〇億圓）が今後地方團體に對し交付される譯であり、また前述の衆、參兩院の決議を政府が呑めば更に一〇〇億圓の増額が期待されるのである。

五、本年度平衡交付金に對する今後の問題點としては、右に述べた衆、參兩院決議による一〇〇億圓増額を政府が如何に措置するか點もさることながら、現在市町村側から本年度の交付假決定額が府縣に厚く、市町村側は昨年比べて一割五分方少額となつてゐることを指摘して、交付額の増額を強硬に地財委に申入れており、地財委はこれに對し未交付額を含め最終決定において増額調整する旨を答辨してゐるから、今後補正増額（一〇〇億圓）と未交付額を含めた額を府縣と市町村にどう割當てるかが、この問題の大きさは焦點となるであらう。しかしながらこの問題も、要は總額においての絶対不足を配分で調整するところに非常な無理があるのであつて、結局するところ通常國會において、この不足額を政府が呑んで、總額を増すより外に圓滿な妥結の途が望まれないのである。なお昭和二十五年度和昭和二十六年度の交付金の比較表は次のとおりである。

昭和二十五、二十六年地方平衡交付金交付額比較表

種別	區分	交付額				保留額		他費目 に流用 支出額
		市算額	普通交付額	特別交付額	普通交付額	特別交付額		
昭和二十五年	府	二、六〇〇、〇〇〇	六、五〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	六、五〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	四九、四〇五	
	市町村	六、五〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	六、五〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	六、五〇〇、〇〇〇		
昭和二十六年	府	二、六〇〇、〇〇〇	六、五〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	六、五〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	四九、四〇五	
	市町村	六、五〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	六、五〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	六、五〇〇、〇〇〇		

備考 昭和二十五年年度の決算残四九、〇四六千圓は補助金に流用支出された。昭和二十六年度は十一月現在の支出現況である。

六、最後に平衡交付の時期について念のため一言すると、現行地方財政平衡交付金法第一六條によれば都道府縣に對しては五月及七月、十一月及一月であり、市町村に對しては五月及八月、十二月及二月と規定されている。本年度のように右規定と異つた時期に交付する場合は、同條第二項によつて特例に關する規則を定めることになつておるのであつて、これは「昭和二十六年十月又は十一月において各地方團體に交付すべき昭和二十六年年度の地方財政平衡交付金の額の特例に關する規則」を設けて執行されたものである。

教育制度の改革に關する政令諮問委員會の答申

わが國教育制度は、終戦後六・三制實施に伴い、種々の改革が行われたが今またこれらの制度をめぐつて、再検討が論議されるに至つた。この答申は政令諮問委員會が十一月十六日付をもつて總理大臣に提出したものの全文である。なお本答申中教育委員會制度については、別掲「教育委員會制度改正に關する答申」をも参照されたい。

教育制度の改革に關する答申

終戦後に行われた教育制度の改革は、過去の教育制度の欠陥を是正し、民主的な教育制度の確立に資するところが少くなかつた。併し、この改革の中には、國情を異にする外國の諸制度を範とし、徒らに理想を追うに急で、我國の實情に即しないと思わるものも少くなかつた。これらの點は、十分に検討を加え、わが國の國力と國情に合し、眞に教育効果をあげることでできるような、合理的な教育制度に改善する必要がある。尤も、これまでの教育制度改革の功罪を早急に斷定することは妥當でなく、教育制度改革の及ぼす影響の大なるものがあるに鑑み、これが再改革は、特に慎重なることを要する。こゝには、本委員會において充分に検討した結果到達した教育制度の改革に關する意見の大綱を述べて参考に供する。ただ、そ

の具體的な細目については、更に検討を要するものが多く、殊に改革の實施に當つては、特に混亂を來すことのないよう十分の配慮を必要とする。故に、これらの諸點については、適當な審議機關にかけて慎重に検討し、萬全の措置をとられることを要望する。

基本方針

わが國の國力と國情とに適合し、よく教育効果をあげ、以つて各方面に必要且つ有用な人材を多數育成し得る合理的な教育制度を確立することを目的とすること。

右の目的を達成するため、六・三・三・四の學校體系は、原則的には、これを維持すべきであるが、これには、次の諸條件について十分に考慮を拂うこと。

(1) わが國の實情に即しない畫一的な教育制度を改め、實際社會の要求に應じ得る弾力性をもつた教育制度を確立すること。

(2) 普通教育を偏重する從來の制度を改め、職業教育の尊重強化と、教科内容の充實合理化を實現すること。

(3) 現在のわが國の國力では、六三制の完全な實施を早急に實現することは、極めて困難であり、職業教育を強化するに當つても、直ちにその施設等の充實完備を期することはむづかしい。故に、教育者側も被教育者側も、わが國の現状を十分認識し、教育施設その他の不充實をしのんで最善の教育効果をあげるよう工夫と努力すること。

具體的措置

第一、學校制度

一、學校體系の原則

六・三・三・四の學校體系は原則的にはこれを維持し、そのうち、六・三を義務教育とすることは從來通りとすること。但し、六・三・三・四のそれぞれの内容については、次のような修正を考慮すること。

(1) 小學校（六）の課程は、初等普通教育を行うものとし、その内容の充實を圖ること。

(2) 中學校（三）の課程は、普通教育偏重に陥ることを避け、地方の實情に應じ、普通課程に重點をおくものと職業課程に重點をおくものとに分ち、後者においては、實用的職業教育の充實強化を圖ること。

（備考）中學校（三）の課程における職業教育は、各地方における産業の實情に即し、それぞれの職場を教育の場として利用することができるとする等、弾力性をもつた課程とすることを考慮すること。職業課程を履修した者についても、上級學校への進學の途を開くこと。

(3) 高等學校（三）の課程も、中學校（三）の課程と同様、地方の實情に應じ、各校毎に普通課程に重點をおくものと、職業課程に重點をおくものとに分ち、後者においては、専門的職業教育を行うものとする。

（備考）専門的職業教育をそれぞれの職場において行うことができることとするとは、中學校の職業課程の場合と同じ。

職業課程を履修した場合においても、一定の普通課程を履修することを條件として、大學への進學の途を開くこと。

(4) 大學は、二年又は三年の専修大學と四年以上の普通大學に分つこと。専修大學は専門的職業教育を主とするもの（工、商、農各専修大學）と教員養成を主とするもの（教育専修大學）とに分ち、普通大學は、學問研究を主とするものと、高度の専門的職業教育を主とするものと教員養成を主とするものとに分つこと。

（備考）醫學部、齒學部について在學年限に特例（五年乃至六年）を設けることは差支えないが、現行の入學資格に關する特例措置は、徒らに學制を混亂せしめ、學生に對しても甚だしく無駄を生ぜしめるから、これを廢止すること。

大學相互間における教授の交換、學生の轉學について、適當

な對策を考慮し、教育施設の活用と教授研究能率の向上を圖ること。

教育専修大學が舊師範學校化することのないよう特に考慮すること。この見地から、専修大學を終えた者に對し、普通大學への進學を容易にし、且つ成績優秀な者に國家の特別の援助を與えること。

(5) 大學院は、修士課程と博士課程とを設けることができることとする。この兩課程を分つときは、修士課程は二年（以上）博士課程は三年（以上）とし、特に施設、能力の充實しているものみに設置することとし、徒らに大學在學年限の延長を來すに等しい弊害を生じなよう考慮すること。

(備考) 修士課程は徒らに在學年限の延長を來すに等しい結果に陥る弊害を伴い易いから、特にその設置及び運用について注意すること。

二、學校體系の例外

學校體系の畫一性を打破し、六・三・三・四のそれぞれを適當に配合した學校を設けるよう考慮すること。この見地から農工商その他それぞれの分野においては、特に計畫性をもつた職業教育を適切に行うことができるよう左記のような學校を設けることを考慮すること。

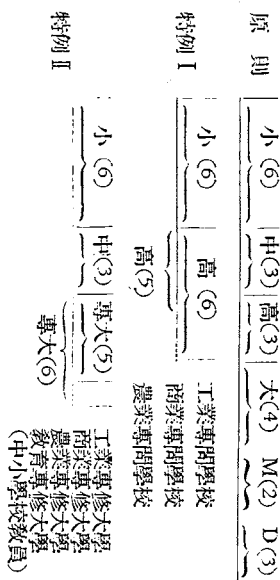
(1) 中學校（三）と高等學校（三）（又はそのうち（二））を併せた六年制（又は五年制）の農工商等の職業教育に重點をおく「高等學校」を認めこと。

(備考) この課程の履修者に對しても、上級學校への進學の途を開くこと。

(2) 高等學校（三）と大學の（二）又は（三）とを併せた五年制又は六年制の農、工、商教育等の職業教育に重點をおく「専修大學」を認めること。

(備考) この課程の履修者に對しても、上級學校への進學の途を開く

こと。
○右の學校體系を圖示すると次の通りである。



三、現存學校の再編成

(1) 綜合高等學校はこれを分解し、普通課程學校又は職業課程學校の何れかに重點をおいてその内容の充實強化を圖ること、學區制は原則として廢止すること。

(備考) 職業課程學校に再編する場合には、成るべく五年制、又は六年制の高等學校に再編するよう考慮すること。

(2) 現在の國立大學は、その規模能力に應じ、且つ地方的事情を考慮して普通大學と専修大學とに區分すること。普通大學となるものについては、施設、スタッフ等の充實の期待しがたい學部學科については、五年制又は六年制の専修大學に再編すること。また、遠隔の地に分散している學部學科についても右と同様に措置すること。

(備考) 例えば、學藝大學はこれを教育専修大學（高等學校を併せて五年又は六年）とし、文理學部、學藝學部、教育學部等についても適宜整理を考へること。

なお、わが國の現在の財政狀態に鑑み、國立大學の増設又は公立大學の國立移管は、これを行わないこと。

第二 教科内容及び教科書

一 教科内容については、その畫一化を排し、實情に即して教育効果をあげ得るようこれに弾力性をもたしめること。特に職業課程について

は、地方的な特殊事情に應じ、適切効果的な教育を實施し得るよう考慮すること。

(備考) 從來の生活經驗中心のカリキュラム方式に偏することを避け論理的なカリキュラム方式を加味することも考慮すること。

二、教科書については、檢定制度を原則とすべきも、現在の實情に鑑み種々バラエティをもつた標準教科書を國家において作成し、教科書の進歩向上を圖ることを考慮すること。

第三 教育行財政

一 地方教育行政

(1) 都道府縣に教育委員會を設置し、大學以外の公私立學校教育その他の教育行政を擔當するものとする。但し、人口十五萬程度以上の市には別に教育委員會を設置し、その市立の大學以外の學校教育に關する行政を擔當するものとする。

(備考) 教育委員會を置く市以外の市町村においても、教育に民意を反映せしめるための機關を設けることを別途考慮すること。

(2) 教育委員會の委員の定数は三名とし、地方公共團體の長が議會の同意を得てこれを任命するものとする。

(3) 教育委員會の違法の行爲に對しては、これを是正するための適當な方法を考へ、教育に關し、文部大臣が責任を負うことができる體制を明確にすること。

(4) 教育委員會をおく地方公共團體に對しては、標準義務教育費を支辨するに必要な、固有財源を與えることを考慮し、それが不可能な地方公共團體に對しては、地方財政平衡交付金によつて、これを補填するものとする。

二 大學行政

(1) 大學については、その自治を尊重すること。大學管理の具體的方式についても、各大學の自治を尊重すること。

(2) 大學の財政については、特別會計制度を採用するとともに、研究と

教育の効率化の見地から、研究費その他費目によつては、委任整理を認めること。研究費については、悪平等の配分を避け、研究の成果をあげ得るよう重點的に増額することを考えること。

三、文部省の附屬行政機關

(1) 教育刷新審議會、その他教育制度に關する各種の審議會はこれを統合し、教育行政全般に亘る單一最高の審議機關を設けること、而して必要に應じ専門家を加えた分科審議會を設けることとする。

(備考) 右の最高の審議機關は、廣く社會の意向を十分に反映し得る組織たらしめること。この見地から、教育關係者が構成員の半數を越えないようにすること。

第四 教員

(2) 大學設置審議會、大學基準協會等も右の審議會に統合すること。

一 教育免許制度は、實情に即するよう、單純合理化すること。なお、教員免許の要件となつてゐる教職教養課程は、これを必要最少限度に引下げる。

二 高等學校以下の學校教員の數を確保することができるよう。獎學制度を確立すること。

少 數 意 見 板 倉 卓 造

出來れば義務教育の年限を延長して國民に一年でも高度の教育を與えることのよいのは異論のない所である。故に理想として、六三制の採用には反對ではない。

しかし六三制を完成するに要する莫大の經費は、我敗戦後の國力に取つては非常な負擔過重である。實力適當のことを採用したればこそ現に其の實行難に陥つてゐるのである。戦後國力疲乏の實情に於ては、舊六年制の義務教育すら維持することの困難を憂へしめるのに、逆に三年の延長を行わんとするのであるから今日の實行難は當然である。それにも拘らず尙もこれが實施を固執するに於ては、教育設備の不完全による教育成果の低下は順次高等學校、大學の教育にも及び次代の國民の智徳に深大の悪影響

を免かる事を得ないであろう。無理な六三制の實施は、義務教育年限延長が、豫期する効果に反する結果を見るに至ることを恐れるものである。

故に今は無理をせず六三制は我國力が順當にこれを遂行するに至るまで其の採用を中止し速に舊六年制に復歸して寧ろ舊制の復興完成に力を盡すこそ國力に應じて國民教育の内容を充實改善する所以と信するものである

教育委員會制度改正に關する答申

教育委員會制度協議會の答申書全文

教育委員會制度改正に關する同制度協議會の答申案の結論については前號「時報」に一應報じたのであるが、正式答申書は、十一月八日付にて文部大臣に提出された。この答申書には、各結論に至るまでの審議の經過が詳述されているので、今後本制度の改正實施について、一つの示唆を與えるものであり、加えて本號には教育に關する各般の資料が出揃い、彼此關連もあるのであえてこれを再録した。

ま え が き

本協議會は、教育委員會制度の改正について審議を始めるにあたり、根本的な觀點から、まずその存廢について討議を行つた。

討議に際しては、教育委員會制度の目的とする教育行政の民主化、地方分權化およびその自主化ないしは獨立化の理念を重んずる考え方と、他方地方自治行政の總合的、一體的運營の理念を重んずる考え方とあり、それぞれの見解から、この問題を慎重に検討したのであつたが、けつきよく、本制度の趣旨の實現を望ましいものとしてその存續を決定することとなつた。しかして、審議にあたつては、本協議會は、教育委員會制度の理念に立脚し、わが國情に適した理想型態の發見と實現に努めなければならないのであるが、現在の地方制度を前提として、その基礎の上に、理想的教育委員會制度を構想しようとすることには、多くの困難が伴うことを認めざるを得なかつた。

したがつて、現實の認識の上に、行政機構簡素化及び經費節減という今

日の要請を勘案しつつ、さしあたり實現可能な限度の改善策を審議決定したのである。

しかしながら、教育委員會制度の目的を完遂するためには、都道府縣および市町村を通する地方制度全般の再編成、特に町村規模の合理化が望まれるところであつて、政府においては、今後さらに、地方制度の改善に際し、教育委員會制度の本旨を達成するために、科學的、總合的な研究を繼續せられることを望むしだいである。

第一 設置單位に關する事項

教育委員會をいかなる地域單位に設置するかは、本協議會の目的のうちの最大の問題の一つであつた。

當初においては、現行法に規定するように、個々の市町村にまで教育委員會の設置を義務づけることは、教育行政の民主化ないし地方分權化に貢獻するが、他面、市町村、特に町村が教育行政の單位としては狭小にすぎるため、かえつて行政の非能率化をもたらし、教育そのものの振興をさえも阻害するという理由から否決され、行政上、財政上その他の觀點から適當であると認められる地域單位、いわゆる適正規模の單位に教育委員會を設置することが適當であるという意見が支配的であつた。

しかしながら、適正規模をどのような觀點から決定するか、またそれがこれを決定するか等は、きわめてむずかしい問題であるばかりでなく、そのほかに、なお幾多の困難がある。すなわち、市町村の範圍を超える地域單位の法的性格についても、或いは學區という教育目的のための特別地方公共團體を設定することは、地方自治の基盤たる市町村との關係ないし、地方制度の複雑化という點で難色があり、或いは一率にこれを市町村の一部事務組合とすることは、一部事務組合の本質からみて不可能であり、さらにまた、數箇市町村の共同機關として、教育委員會を設けることにも技術的な困難があり、これらの理由から今ただちに適正規模の單位に教育委員會を設置することはむずかしい。

そこで、一應考えられる単位として、ふたたび現行の市町村にもどるのであるが、現行法に定めるような、一定の型態の教育委員會を一率に各市町村に必置せしめることは、市町村の能力に大きな差異がある現状においては無理を伴い適當でないと考えられた。そこで市町村の規模に應じた數種の型態の教育委員會を設けて選擇させる案も考えたが、さしあたり成案をうることは困難であつた。けつきよく、市町村に教育委員會を設置することは、その任意とすべきこととなつたのである。

ここに市町村における教育委員會の設置を任意としたことは、必ずしもその必要性を否定したものと解釋されてはならないのであつて、前述のとおり適正規模の構想や、また、市には少くとも義務設置とする意見がきわめて有力であつた審議の経緯を顧みるとき、むしろ教育委員會制度の理想とする、新しい教育行政のあり方は今後なんらかの形において、促進されるべき事であらう。そこで、さらに教育委員會制度の趣旨の普及徹底をはかるとともに、教育委員會を設置しない地域においては、あるいは諮問委員會を置き、あるいはその他適當な方法によつて、住民の教育行政への參與のみちをひろく措置を講ずべきものと考え、これらを總合して次の結論に到達したのである。

結論

- 一、都道府縣と五大市には教育委員會の設置を義務づける。
- 二、五大市以外の市および町村が教育委員會を設置することを任意とする。
- 三、市町村は、一部事務組合を設けて、その組合に教育委員會を置くことができる。
- 四、教育委員會を置かない地域には、諮問委員會を設置する等の方法によつて、住民の教育に關する意向の反映をはかる措置を講ずる。
- 五、東京都の特別區には教育委員會を設置しない。

第二 事務配分に關する事項

さきに、地方自治を充實強化して國政の民主化をはかるために、國、都道

府縣および市町村の間の事務の配分の調整に關して、地方行政調査委員會の報告があつたのであるが、教育委員會法は、それが地方教育行政組織の大綱を規定するものであるだけに、その報告に關連する多くの問題を藏している。教育事務の配分の調整に關しては、特に慎重な審議が要請されるのである。そこで本協議會においては、教育事務を學校教育事務と社會教育事務とに大別し、さらに學校教育事務を學校の設置、廢止、維持管理、人事、指導および研修ならびに經費の負擔に分類し、これを各學校種別ごとに検討した。ここにおいては、教育行政の民主化のために、できるだけ住民の身近に事務を移譲すべきであるとする主張と、教職員の身分安定のために、少なくとも人事および給與に關する權限は、都道府縣の段階に置くべきであるという主張があつた。また高等學校の所管を都道府縣の事務とすべきか、市町村の事務とすべきかについても、いわゆる六・三・三制の一貫的管理の理念や、現實の高等學校教育の要請などの立場から論議があり、また五大市に關しては、これを府縣と同様に取り扱うべきか否かが論議され、その際一部に高等學校を五大市に移管すべしとの論があつた。しかし、けつきよく、事務配分については、おおむね現行法のためえをはなはだしく變えないこととなり、次の結論に達した。

結論

- 一、教育委員會を置く市町村（五大市を除く）は、學校（大學を除く）の設置、廢止、維持、管理、人事、指導および研修、その他の學校教育事務および社會教育事務を行い、ならびにこれに要する經費（市町村立學校職員給與負擔法に規定するものを除く）を負擔する。
- 二、教育委員會を置かない市町村は、學校の設置廢止、維持管理、その他の學校教育事務および社會教育事務を行い、ならびにこれに要する經費（市町村立學校職員給與負擔法に規定するものを除く）を負擔する。
- 三、五大市は、廣域團體としての特殊事務を除き、原則として都道府縣と同様の事務を行い、およびこれに要する經費（市町村立學校職員給

與負擔法に規定するものを除く)を負擔する。

四、都道府縣は、都道府縣立學校(大學を除く)に關する一切の事務、社會教育事務、教育委員會を置かない市町村の人事、指導および研修の事務市町村(五大市を除く)の行う學校教育事務と社會教育事務に關する指導、助言および廣域團體として都道府縣の特殊事務を行ひならびにこれに要する經費を負擔する。

第三 職務權限に關する事項

教育委員會の職務權限に關する問題としては、現行法上その權限とされている事項を検討すること、および教育委員會の取捨權限と、地方公共團體の長のそれとの調整をはかる事であつて、それは主として教育委員會と地方公共團體の長の所管する事項のうち、兩者に相互に關係する事項をそのいずれに處理させる場合により効率的な事務處理が可能となり、よりよく教育目的が達成できるかの觀點から、判斷されなければならぬ。かゝる觀點から現に地方公共團體の長において處理されている教育事務についても逐次検討した。すなわち公共大學所管の問題は、大學行政全般の問題と關連し、公立大學のみをただちに教育委員會に移管することは、なお研究を要するが、宗教關係の事務、私立學校の事務及び指定統計等に關する事務は、教育事務の簡素化と一元化の見地から、教育委員會に移すを妥當とする見解に達し、次の結論をえたのである。

なお、教育行政の科學的、合理的な運営をはかるため、教育委員會の權限とされている教育に關する調査、統計に加えて、教育研究の機能をも同様重視すべきであるという意見もあつたことを付記する。

結論

一、高等學校以下の私立學校、宗教法人、教育關係の指定統計等に關する事務は、都道府縣教育委員會の行うべき事務とする。

二、その他の職務權者は現行どおりとする。

第四 組織に關する事項

前述の教育委員會の設置單位に關する本協議會の審議過程にも現れたとおり、理念上、教育委員會を市町村にまで設置する事が望ましいとする希望と、現在の市町村が、その規模において、現行の教育委員會を一率に設置するには適當でないとする現實の問題とをあわせ考へるとき、規模において差異の著しい地方公共團體に對して一率に、同一の組織を定めることは必ずしも適當でなく、むしろこれを地方公共團體の自由意志に任せることによつて、一面その實情に即せるとともに、他面これによつて、教育委員會の設置を容易にすることができるとの見解に立つて、教育委員會の組織にある幅を與え、地方の實情に即して、地方公共團體に選擇の余地を残すこととしたのである。かくして特に、教育委員の定數について次の結論をえた。

結論

都道府縣の五大市の教育委員會の委員の數は、五名または七名、その他の教育委員會の委員の數は、三名または五名とし、教育委員會を置く地方公共團體に選擇させる。

第五 教育委員の選任方法に關する事項

教育委員會制度の改正を検討するにあつて、教育委員の選任方法に關する事項は、ゆるがせにできない問題であり、過去二回の選舉の實績についても批判が少なくなく、世論もまた重視しているところである。この問題については、本協議會においても、それぞれの理由から、公選論、任命論、あるいはそのいずれとも稱しえない意見がいろいろ述べられた。

まず、現行法による選任方法はいずれにしても改正を必要とするとの意見は、大多數の委員から述べられたのである。

そもそも、現制のごとき公選制度においては、多額の經費がかかり、立候補者が限られることは避けられないから、教育委員會制度の趣旨に適した人をうるためには、議會の同意をえて長が任命する等の方法によることのほうが、かえつて適當であるとするのが、いわゆる任命論者の立場で

あつて、かなり強く主張された。

これに對して、現行制度を改めるとしても、教委員會制度の本旨が教育行政の不偏不黨を堅持し、住民の手にこれる確保することにある以上、公選という原則はあくまでも、守られるべきものであつて、現行制度の欠陥は、選挙方法を是正し、本制度の趣旨の徹底をはかることによつて、改善することが可能であり、またかく努力することが必要であるとするのが、いわゆる公選論の趣旨であつて、この意見も同様に強く主張された。

公選論にける具體的な改善策としては、人がらのわかつた人物を選挙できるといふ點から小選挙區制をとる案、推薦母體を作つて候補者を推薦させ、その候補者について選挙する案等が述べられ、組織力や財力のある人しか當選できないといふ點を改める方法として、選挙公營制の徹底をはかる案、委員の資格に一定の制限を加えたり同種の職能や経歴の委員數を限定する案等が述べられた。また選挙費用の節減をはかりその繁を減ずる上から、現行の半敗改選制の方法を改めるといふ見解がありさらに本制度の理解の徹底をはかり、民意の反映を強くする上から、選挙啓發を一段と徹底させるとともに、現行の繰上げ補充制度を改めて合理化するという説もあわせて述べられた。

このように、同じく公選論をとる者のうちにも種々の意見があるのであるが、これらについては、小選挙區制は地域代表に墮する危険性があるとか推薦母體による候補者の推薦は實際問題としては技術的に困難であるとか選挙公營制の徹底を望むことは、財政的にも技術的にも不可能に近いといつた批判があつて、多數の賛成をうる案は見いだせなかつた。

これに對して、任命論は、現實の問題として公選制度によるほうが、政黨色が強く浸透して、教育委員會制度の趣旨にかえつて即さないし、公選を行うことは、財政的に過重であるといふ論點に立つて、公選の長が發議し、公選の議員が承認するのであるから、民意の尊重に欠けるところはないところと主張する。そしてこの任命論にも、長の私意の介入を防ぐために、推薦母體から推薦された者のうちから任命する案、選擇の分野を定め

るといふ案もあつたのである。

しかし、任命論に對しては、任命權者の私意や、その政黨色が不可避免的に混入する可能性がある點と、一般的に見て民意の支持が薄いといふ點が難點として指摘された。

かくのごとく公選論にも、任命論にも、それぞれの理由と方法とが主張されたが、同時にいずれにも難點があるため、そのいずれとも定めかねるいわゆるその他の論が提案された。すなわち公選とするか、任命とするかは、各自治體の意思に委ねる案、委員の半數を公選にし半數を任命にする案、都道府縣にあつては任命にし、市町村にあつては公選にする等の、いわば中間的な意見も少なくなかつたのである。

かくして數次におよぶ總會において、十數箇の具體案を考慮し、論議を盡したのであるが、そもそも公選論は、理想的立場から住民投票という一線を守ることを、あくまでも主張するものであり、任命論は、現狀に則してこの住民投票をとらないとする説であり、またその他の論もけつきよくは、任命、選挙のいずれかの論に立脚して、それぞれの長短を含むため、技術的方法において、それぞれのくふうと配慮が拂われたにもかかわらず、これらの主張を勘案しこれを調和した一個の具體案を發見することは困難であつた。

そこで、最後にこれらの諸案を、公選論、任命論、その他の論の三つに大別して表決に付したところ、公選論に賛成する者、任命論に賛成する者ほぼ相半ばし、またその他の論は少數となり、いずれの説も過半數をうることができず、したがつて本協議會の最終的意見として、一案にまどめることはまたつく不可能となつた。よつて本協議會としては、特定の意見を提出することを斷念し、審議の経過をそのまま述べ、これをもつて、答申とすることに決定したのである。

第六 教育財政に關する事項

教育財政に關する事項は、教育委員會の財政權の確立の問題として、つ

とに關係者の要望していたところであり、教育委員會法そのものの改正には直接の關係は少ないにもかかわらず、教育委員會制度改正に關しては、まさに最も重要な問題の一つである。過去三か年の教育委員會の運営を省みて、この財政的機能が、教育費の確保をめぐる國、地方の財政上の問題とからんで眞剣に論議され、教育財政の確立がないかぎりには、教育委員會の存続の意義を疑わざるをえないと主張する者さえ現われるに至つたのである。そこで本協議會においては、單に教育委員會の財政的機能に限定せず、教育財政確立の根本にまで立ち入つて検討を加ふることとし、教育財政を一般財政から分離獨立させる案、義務教育費の全額または半額を國庫が負擔する案等現行制度を根本的に改正する諸案についても研究をすすめたのである。

しかし教育財政を一般財政から分離獨立させる案は、地方財政の總合性が強く要請される今日の段階においては採りえないこととなり、また義務教育費の全額または半額を國庫が負擔する案は、地方自治の趣旨に即しない點があるから、なお今後じゆうぶんに考慮を要することとされた。

そこでけつきよく、地方財政をさらに充實するよう現行制度を改正することによつて、間接に教育費を確保する案及び義務教育費について地方公共團體の財政能力に應じて國が財源を保障する案の二案に歸着した。この兩案の關係については、前案をとるものの中には、後案を認めるものと否定するものがあるが、後案をとるものは、義務教育費以外の經費については前案を認める立場である。また、教育委員會の豫算編成過程における地方公共團體の長および議會との關係については、現行法の規定が正しく運用されるならば、たてまえとしては妥當であるとして次の結論に到達したのである。

結 論

一、教育財政を一般財政からまづたく分離獨立させるといふ制度は、現在の段階においては採りえない。

二、義務教育費について、全額（または半額）の國庫負擔制をとること

は、じゆうぶんに考慮を要する。
三、地方財政の安定をはかり、教育費の確保を容易にする方法として、次の二案をえた。

- (1) 現在の地方財政平衡交付金制度に左の修正を加える案
- (一) 地方財政平衡交付金が地方財政収入中に占める比率を小にする様措置すること。
- (二) 補充的意味の教育税を賦課徴収することができるとするにと。
- (三) 基準財政需要額の算定方法を合理化すること。
- (2) 義務教育費の確保について左の措置を講ずる案
- (一) 合理的な最低義務教育費の算定基準を法定する。
- (二) 地方公共團體はその財政能力に應じて義務教育の經費を負擔するものとし、その負擔能力をこえ前項の基準にいたるまでの經費は國庫が保障する。
- (三) これを保障するために、地方財政平衡交付金制度とは別に、義務教育費國庫負擔制度を創設する。
- 四、都道府縣と市町村の教育費の負擔區分は、現行どおりとする。
- 五、豫算問題に關する教育委員會と地方公共團體の長および議會との關係については、基本的には現行法のたてまえをとる。

義務教育費國庫負擔制度の概要

この資料は日下文部省が構想している案である。本制度の大意は、義務教育費の特殊性に鑑み、その經費につき、從來の地方財政平衡交付金法による國庫負擔を改め、單行法を設けて、義務教育費の國庫負擔と、地方負擔を確立しようとするもので、同省では次期國會提出を考慮し、大藏省その他と折衝を重ねている由である。

一 制度確立の必要性

- (1) 義務教育の一定の水準の維持

- 義務教育は、憲法上の國民の重要な義務であるが、同時に又國民の重要な權利である。従つて、國としても、義務教育については少くともその最低の規模と内容をすべての國民に對して保障する重要な義務がある。そして、國は、この義務を果すためには、地方公共團體が義務教育の一定の水準が維持できるように、その財政的裏付けをする必要がある。
- (2) 地方財政の安定

地方財政のうちに義務教育費の占める割合は極めて大きく、特に府縣においては、全國知事會議の決議書によれば、その獨自の稅收入でこれを賄い得るのはわずかに九府縣に過ぎず、爾餘の三十六縣は、稅收の全額を充ててもなお百億圓に達する不足額を生じているとのことである。従つて、地方財政の負擔する義務教育費を安定化させることが、地方財政の健全化のためには何よりも先決問題であり、知事、市町村長の強く要望するところである。

- (3) 平衡交付金制度の欠陥の是正
- 義務教育費のように算定の比較的容易で、しかもどうしてもその一定限度を確保しなければならない經費と、その他の合理化が要求され、且つ財政需要額の測定が非常に困難なもの又はほとんど不可能な經費が混てゐられているのが現在の平衡交付金制度の實態である。従つて、交付金の總額については常に問題が起るのは當然であつて、義務教育費も他の經費と、一率に取扱われる結果、金額の大きい義務教育費は常に壓迫され勝である。このため他に合理化を要求されている經費があるにもかかわらず、教員數及び教員の給與は著しい減少をみせているのである。そこで、義務教育費のみは、これを平衡交付金制度とは別に國庫負擔の制度を考え、合理化すべき點を合理化して必要額を確保することが緊要である。

- (4) 教育主管大臣の權限と責任との明確化
- 現行の平衡交付金制度においては、文務大臣は義務教育費について何等權限を有しない。しかるに、國會その他各方面に對しては、文部大臣

は、教育主管の國務大臣として、義務教育費に對する責任をすべて負わなければならないため、非常な苦境に立たされているのである。

主管の行政について責任と權限とを有するということは、權限争いといふことは別に、近代行政そのものの要求するところであつて、現在は、義務教育費について、二重の行政事務を行わざるを得ない状態である。

二 義務教育費國庫負擔制度の概要

- (1) この制度は、最低義務教育費の算定方法を法律で定め、その一部を各地方公共團體が、その財政能力に應じて負擔するものとして、國が残りの部分を負擔する制度である。

- (2) 最低義務教育費の算定方法

(A) 理論學級數の算出

教育費の測定基準としては、兒童數、學級數及び學校數が考えられるが、そのうち最も合理的なのは、兒童生徒數を基礎にして、學校の規模に應じて學級數を算定することである。即ち、實際學級數は、比較的任意に増減することができるから、これをそのまま認めることは適當でない。そこで、學校の兒童、生徒數を、小學校では原則として五〇（中學校三五、盲ろう學校一〇）で除し、費用の割り高は小規模の學校については、五〇以下の數で除した數を理論學級數とする。

昭和二十七年に於ける理論學級數の推定は次の通りである。

小學校	二六七、五八〇
中學校	(昭和二十六年度の實學級數二五八、〇八七)
盲學校	一五〇、二九〇(同)
盲ろう學校	一、一五〇
一、一五〇	一〇八、五八六

- (B) 教員數の算出
- 教員數は、原則として、この理論學級一に對して一人として算出す

る。このほかに、小學校六學級、中學校三學級以上に専任校長一人、児童生徒一、〇〇〇人につき養護教諭一人、結核教員二・四四六%、産前産後の教員〇・八八八%、病欠事故欠教員五%を見込み、更に小學校一二學級、中學校六學級以上に事務職員一人を加えるものとする。昭和二十七年年度における教員及び事務職員数の推定は別紙の通りである。

教員数	定員	昭和二十年 度の現員	事務職員 (現員)
小學校 三九、六六	(15.50)	三九、六六	七、七〇一
中學校 二九、五五	(18.50)	二九、五五	九、三六六
盲學校 九、五五	(九)	九、五五	(五、六三三)
ろう學校 二、〇六	(二、〇六)	二、〇六	(一、〇三二)

(C) 教員の給與費の算出

現在六蔵省と協議中の平衡交付金算出の基礎となつた教員給の單價に、右の教員數を乗じて算出する。

(D) 教員給與費以外の經常費の算出

教員給與費の三五%をもつて維持費等の經常費とする。この%は、昭和十年から十五年までの教員給與費と維持費の割合及び昭和二十四年度の實態調査の割合によつて決定した。

(E) 學校建築費の算出

理論學級數當りの坪數を四十五坪(小學校児童一人當〇・九坪中學校生徒一人當り一・二八坪)とし、これに坪當りの單價二三、〇〇〇圓を乗じた額を、四十年償却とみて四十で除した額を理論學級當りの建築費として算出する。

(3) 最低義務教育費の總額は、ベース改訂等の具體的な決定がないので明らかにではないが、現ベースにおいて大體次の通りである。(單位億圓)

	給與費	維持費	建築費	計
小學校	四一七・五	一四六・〇	四八・〇	六一一・八
中學校	二五六・二	八九・七	二七・〇	三三三・〇

盲學校 ろう學校	四・五	一・六	〇・二	六・三
總計				九九一・一

(4) 最低義務教育費の國と地方公共團體との負擔割合

昭和二十四年度における義務教育費國庫負擔金及び地方配付税によつて、國が負擔していた額が都道府縣及び市町村の義務教育費に占める割合(都道府縣に對して六五・九三%、市町村に對して三一・八二%)及び昭和二十五年度において地方財政平衡交付金等によつて、國が負擔していた額が都道府縣及び市町村の義務教育費に占める割合(都道府縣に對して六六・二七%、市町村に對して二二・一二%)の平均(都道府縣に對して六六・一%、市町村に對して二六・九七%)を基礎とすれば昭和二十六年度の見込額及びその負擔割合は次の通りとなる。

國 四、八(四、五%) 都道府縣 二四、〇 市町村 三、九(計)二〇、九
また、昭和二十七年年度の見込額及びその負擔割合は、現ベースにおいて、次の通りとなる。

國 三、三(三、七%) 都道府縣 三、一 市町村 三、七(計) 九、一
更に國庫負擔金にロスを生じないように、市町村の負擔分を若干引下げた場合には次のようになる。

國 三、四(三、六%) 都道府縣 三、三 市町村 一九、四(計) 九、一
地方負擔額の最低基準

(5) 地方公共團體は、その財政能力に應じて、最低義務教育費の一部を負擔すべきであるが、都道府縣にあつては所得税の一〇%、市町村にあつては固定資産の評価額の〇・六%を負擔し得るものと考ええる。この場合、都道府縣の財政力を國税である所得税をもつて測定したのは、府縣税に測定の容易な税がないこと及び所得税が比較的府縣の財政能力を適確に現わしているからであつて、その収入見込額について大蔵省と意見の相違は起らないと思われる。なお、若しも所得税について大きな増税又

は減税の行われる場合には、その率を變更する等の措置は一應考慮しなければならぬ。

(6) 地方財政平衡交付金制度との關係

(A) 地方財政平衡交付金制度は、義務教育費については無關係となる従つて、基準財政需要額のうちから義務教育費に係る部分は除外されまた都道府縣については所得税の一〇%、市町村については固定資産の評価額の〇・六%に相當する額が、基準財政収入額のうちから差し引かれることになる。そして、平衡交付金のうちから不要となつた部分が、義務教育費國庫負擔金に移さるべきである。

國庫負擔金を多くすれば平衡交付金は少くてもよく、國庫負擔金を少くすれば平衡交付金を増さなければならないという關係になり、また、所得税の増加等によつて、國庫負擔金制度における地方の負擔分が増加すれば、一般の義務教育の負擔金は減少するが、他の財政需要が變らなければ、平衡交付金を増額する必要があるのである。

(B) 義務教育費國庫負擔制度は、生活保護のように定率國庫負擔としてもよいのであるが、それでも東京、大阪のような財政力の豊かなところが益々有利になり、地方財政平衡交付金制度のみでは地方の財政調整が十分行得ないこととなるので、この制度にも若干の財政調整の機能を持たせることにしたのである。従つて、地方財政平衡交付金制度のみが最終的な地方財政の調整機能を持つのであるから、國庫負擔制度において地方の財政能力を測定する場合には、地方財政窮乏の現狀にかんがみ、その負擔額を現在の負擔額以下に止めること、また地方の負擔能力の測定基準は、國庫負擔金の額の決定及び配分の基準となるから、なるべ、測定が容易で便宜なものをを用いること等が望ましく同時に、地方の負擔率の決定は、財政上のロスをできるだけ少なくすることが必要である。

(7) 地方自治との關係

義務教育費國庫負擔制度は、最低の義務教育を行うために必要な財源

について、國が責任を持つ制度であつて、最低義務教育費の支出を義務づけることもなく、また國税又は地方税の一定率は、教育費のために特別に割當てられたものでもなく、單に地方の負擔能力測定に過ぎないから、地方自治の侵害にはならない。反つて、地方の負擔能力を一定税率で固定することによつて、教員の給与ベースの改訂、學校建築費の單價の値上り、生徒の自然増等の社會的經濟的條件の變動があつた場合の責任を、最終的には國庫が負擔する建前を取つているのであるから、地方財政は安定し、實質的に地方自治が強化されるのである。

文部省の提唱する義務教育費國庫負擔制度に對する地財委の意見

文部省の構想している前掲の、義務教育費國庫負擔制度に對し、地財委は左の如き反對意見を發表した。要は、負擔金制度によつては、義務教育費は確保されない。そのためには、地方財政全般の増強を考えなければならないし、更に義務教育施設基準法を制定し、それと關連して、平衡平衡交付金制度の内容及び運用に改善を加えることが必要であると結論している。この問題は目下縣案中の地方税制度改正地方財政問題にも影響するところ大きく、その成り行きが注目される。

新義務教育費國庫負擔制度に對する地財委の意見

一、文部省の提唱する新義務教育費國庫負擔制度は、未だその具體的内容を明らかにされていないが、現在まで示されているところを總合すると大體次の如き内容のものようである。

(一) 義務教育の一定の水準の維持と地方財政の安定を圖り、併せて教育主管大臣の權限と責任を明確にする。

(二) 總 額

一案 地方税収入の一定割合の額を地方が負擔し、殘額を國が負擔する。

二案 義務教育費の總額につき、國と地方との負擔割合を定める。

(三) 各團體に對する國庫負擔金

1 各地方團體につき算定した最低義務教育費から、地方負擔額を控除した額とする。

2 最低義務教育費の算定方法は左の通りとする。

(1) 給與費 學校の規模に應じて算定する理論學級數に基き職員數を算出し、これを平均給與單價に乘じて算定する。

(2) 經常物件費 教員給與費の三五%の額とする。

(3) 建築費 理論學級當りの建物建築費の償却額により算定する。

(註) 對象經費と教員給與費のみに限定する主張もある。

3 地方負擔額は地方稅收入の一定割合の額とし、左により算定する

都道府縣 所得稅の一〇%

市町村

固定資産の評價額の〇・六%

(四) 平衡交付金との關係

義務教育費國庫負擔金は、平衡交付金の別個の制度とし、交付金の算定に用いる基準財政需要額から義務教育に關係する部分を除き、基準財政收入額から前號により算定する地方負擔額相當額を控除する。

二 右に對する意見

(一) この制度は、地方團體の財政力に應じて、負擔率に差等を設けて交付する國庫負擔金の一形式であつて、國庫負擔制度に對する批判はこの制度についても依然として妥當する。即ち

この制度を通じて、中央政府の地方團體統制支配の具とせられるおそれがある。

この制度が、最低の義務教育の財源について、國が責任をもつ制度とされるが、地方團體がその經費を支出する与否とを自由にするとすれば、別のねらいとする教育水準の維持は、この制度が交付金制度以上に有効であるということはない。この負擔金の使途の監督を行い、一定の場合においては、負擔金の返還等の制裁措置を設けるか否かは明かにされていないが、若し教育水準の維持ということを積極的に企圖

するならば、恐らく、このような措置を必要としようし、これを通じて、地方の稅制支配の端緒を與えることになる。

2 國と地方との責任を混亂せしめる

負擔金が國費、地方費の負擔區分の考えに立脚し、嚴格に補充費途的なものであるか又は補助若干額の算定が、各地方團體の實情に即し適確に算定されるのでなければ、この制度は國と地方との責任の明確を缺き、負擔基準額の算定が地方團體の實情に即しない寡少なものである場合は、國と地方との間に無用の摩擦をおこすか、乃至は教育水準の低下の原因をなすおそれがある。

3 國と地方との間の負擔割合について、理論的な根據がない。理論的の根據のないことは、往々にして、國庫財政の都合による一方的意思により國庫負擔金の額が左右されるおそれがある。

4 富裕な團體にも交付される一定率によるものに比し、相當改善されるが、程度の差はあれ、富裕團體に對しても交付されなくては、この制度に企圖することと矛盾する。そして、これを交付することは、國費の浪費にたるか、又は貧困團體の犠牲において、富裕團體に不當な財源を與えることになる。

(二) この制度は、眞の意味の國費、地方費の負擔區分に立脚したものでなく、その支出方法は、基本的には従前の定員定額による國庫負擔金制度を出ているものではない。

1 形式的には、地方負擔には地方負擔を過える分を國が負擔することとされているが、實質的には、國の負擔定額を定め、爾余の負擔を地方に課することに外ならない。

2 前號の非難を回避するためには、最低教育費の測定は技術的に充分合理的なものでなくてはならないが、現在示されている測定方法は不十分である。而して、假りにこれを合理化しても、技術的な限界があり、單位當り費用は、あるべき水準より高いところに定める必要があり、國庫經費の非効率な支出を行うこととなる。

3 負擔金の總額の決定方法が明かにされていないが、假りに個々團體の不足額を積算することなく、總體の上で計算することとすれば第一案の場合は、標準教育費の算定が、機械的に算定されるため、實際の所要額に過不足を生じ超過額相當額だけ負擔金の額が不足し若し不足のないようにしようとすれば、實際の教員數よりも多くの教員數を負擔金算出の基礎としなければならない。第二案の場合には總額と各團體の所要總額と符合すべき方法上の連關がないのであるから、お分率を略々固定する方法を欠き、負擔率が年々浮動し、教育費財政を不安定にする。

(三) この制度の基本的な考え方は、さきに提唱された標準教育費法案における考え方を以てるものではなく、同法案に對する批判は、そのままたこの制度で妥當し、技術的には寧ろ改惡である。

1 事實上國による地方團體の豫算統制を結束し、地方自治に對する干渉を可能にし、教育行政の中央集權化を誘起する。

2 地方團體に一定の規模以上の施設の水準を維持する義務を課さないで、一定額の金錢の支出を義務づけるものであり、教育水準の維持向上のための實効性の保障がない。

3 教育行政に關する地方自治體の不信を基調とするものである。

かくの如き地方自治不信が教育について存するとすれば、如何なる方法を持つても、不徹底を免れないのであつて、義務教育のことは全額國庫において負擔するより他はない。

4 中央地方を通じて新たに行政事務を増進することになり、行政事務縮少の一般方針に反する。

(四) この制度立案の基礎に次のような考えがある。即ち現在地方財政が困窮しており、従つて教育費も壓縮されている。又教育費の地方財政中に占める割合が大きいので、教育費からの地方財政に對する壓迫が甚しい。故に教育費を別建てとすることにより、地方財政が改善することになると、しかし、この考えは誤りである。何となれば、この考えは

教育費を別にするだけでは意味がない。それにより、教育費の總額を増加することにならねばならない。その場合、現在の地方財源をそのままにしておくならば、結局、教育費以外の經費がそれだけ壓縮されることになり不可である。しかれば、他の財源をそのまゝにして、教育費を増加することになるが、それは、何も別建の交付金制度を作らずに、現在のままで、國が地方の財源を増加する道を考えればよい。その場合に、總體で地方財源を増加しても、教育費がどれだけ増加したか解らないという反對論があるが、それは、平衡交付金の單位費用が明年度からは、法定されて、各費用の基礎は明瞭になることを知らぬからである。

(五) 地方税との關係において

1 地方税の一定率の額を教育費に割當てるのではなく、地方の負擔能力測定の基準とするにすぎないというのであるが、國庫負擔金相當額を教育費に充足するだけで、國は満足する筈はなく、地方團體が少くとも、一定率の地方税收入の教育費への充當を事實上強制するのでなくては、この制度の實効はない。そうすると、教育費に充當される地方税收入のその總額に占める割合は高く、この部分に關する配分について、地方團體にその意志を介入する余地がないとすれば地方税について、事實上大きな變革をもたらすものである。

2 住民の自治参加は、その納入する税金と、その使途に關する批判とを通じて行ひのが普通である。しかるに教育費につき、事實上審議權を抛棄するに近い状態におかれることは、地方自治の上からも懲税又は納税意欲の上においても問題であり、ひいては教育の問題は地方自治ということと乘離し、教育に對する住民の關心を稀薄ならしめ、教育の向上は寧ろ阻害されることになるおそれがある。

3 なお、地方負擔額を道府縣につき國税所得税の一定割合とするが國税と地方税は、税源又は課税方法を異にし、國税の税源の所在は必ずしも、直ちに地方團體の財政力を適確に表現しない。

地方財政平衡交付金との關係において

1 地方財政の均衡化は、總合的な觀點から圖らねばならない。地方財政上教育費の占める割合は、非常に高いのであるから、これを外にして、爾余につき、均衡化を圖つたとしても、全般としての地方財政の均衡化は圖られない。

2 教育費につき、特別な措置を講じようとすることは、現行交付金の下では教育費が確保されたいとすることからであらうが、この考え方には、次の二つの反省を要する。

(1) このようた懸念は、地方財源が全般として不十分なことに起因する。地方團體に必要な財源を保障することは政府の責任である（交付金法三條）教育につき、かくの如き措置を講じなければ、教育の危機を招来するとするのであれば、このことは一面、緊要行政である教育行政を、かくの如く危殆におとしいるおそれがあるほど、地方財源を不十分にしか與えないで、地方財政を窮迫ならしめているという事實を認めることであり、教育費のみにつき問題を解決しようとすることは不適當である。

(2) 地方財政は總合的に運営されねばならない。教育獨り他の行政と均衡を失してよいということはない。六・三制建築の如く、定員定額制にする國庫負擔制度の下における教員給與の如く、これらに對し示された地方自治團體の一般輿論の判斷は尊重されなくてはならない。行政の各部門々々の立場から、地方團體に不當な干渉を行い、己れのみ高うする態度は反省すべきである。

3 交付金制度を別にすることにより、文部大臣の權限と責任を明確にするといふのであるが、地方財源の不足の補填は、内閣全體の責任であり、さきに述べた如く、教育費確保の懸念が、地方財源の全般的不足に起因するとすれば、文部大臣についてのみ免責の措置を何故講じなければならぬか、このことは他の行政費についてすべて言えることであつて、この考え方を追求すれば、地

方團體に委任したあらゆる國政事務費について、國庫負擔制度を全面的に復活せよということに外ならない。

4 負擔金制度によつてのみ義務教育費が確保されようことは文部當局の自己の能力に對する過信である。六・三制建築の例を見るまでもなく、地方團體並びに住民の犠牲と協力がなくては究極において、義務教育費の確保は期せられるものではない。

(四) 以上、これを要するに

(1) 教育規模の水準維持と教育費財源の確保を企圖するこの制度は、それ自體不徹底であるばかりでなく、地方自治との調和を欠き地方財政の均衡化の實現を阻害する。

(2) 教育行政のみの立場から、ことを論じ、その企圖するところを徹底しようとするれば、教育費の全額國庫負擔乃至は補充費途的な負擔金制度を採用する以外適當な方法はないと考えられる。本制度の如く、姑息なる手段により、教育費を確保しようとすることは、地方自治及び地方財政にとつて迷惑なことである。

(3) 教育費の全額國庫負擔制度乃至補充費途的な負擔金制度は別項に述べる如く、別な面から種々の欠陥を持つてゐる。

(4) 結論として、この制度には賛成し難い。そして、義務教育費の確保は、次の方法により可能と考えられる。

(1) 地方財源全般を増強すること。

(2) 義務教育施設基準法を制定すること。

(3) 右法律との關連において、平衡交付金制度の内容並びに運用に改善を加へること、特に單位費用を法定する。

義務教育費國庫負擔制度及び定率負擔制による國庫負擔制度について

一、義務教育費全額國庫負擔制度は地方財政の壓迫することなく、義務教育の財源を確保し、その水準を維持するために一應最も徹底した制度と

考えられるが、次のような欠点がある。

(一) 義務教育に對する國と地方團體との責任の歸屬を不明確にし、又地方住民は、教育行政の運営についてその意志を反映することが困難となり教育行政が、地方住民と乖離する。

(二) 教育行政に、不必要な中央政府の干渉を可能にし、中央集權的な官僚統制を招來するおそれがある。

(三) 財政力は豊富な團體に對し、不當に多額な財源を供與することになり地方財政の不均衡をもたす。

(四) 地方の實情に即した負擔金の交付が困難であり、就中給與費以外の經費については、その團體の必要の限度を、且つ必要の時期に交付することが困難なため、教育行政を非能率にし、又はその負擔が不當に地方住民に轉嫁されるおそれがある。

(五) 新たに老大な行政事務の増加をもたすこととなり、行政事務縮少の方針に反する。

二、義務教育費につき定額を定め、その一定率の額をもつて國庫負擔額とする従前の國庫負擔制度は、國費地方費の負擔區分の理論に立脚した眞の意味の負擔金ではなく、地方財政を不當に壓迫し、他の諸欠陥と相俟つて、到底採用の余地はないものであるが、地方團體の支出した義務教育費について、一定率の額を國が負擔する負擔金制度は、前者の如く、不當に地方財政を壓縮するという欠陥は少ないが、全額國庫負擔制度に比し、義務教育費の財源確保の面において、不徹底であるばかりでなく次のような欠点がある。

(一) 全額國庫國庫負擔制度における諸欠点は、程度の差はあれ、この制度についてもいえる。

(二) 義務教育の一定規模の水準維持のための保障が不徹底であり、各地方團體の財政力に影響されて、教育施設の水準を不均衡ならしめるはたらきをもつ。

(三) 國と地方との負擔割合決定について客觀的な根據に乏しく、國庫財政の都合により一方的に左右されるおそれがある。

昭和二十六年産米供出割當數について

昭和二十六年産米の供出割當知事會議は難航の末、農業委員會代表の不參加のまま、十一月十四日全國總數二千五百五十萬石の政府原案による供米割當數量を、減額補正、特別報獎金等の條件を付してこれを呑んだ。

更に本道割當總數百五十八萬石の各支廳別割當については、知事歸道後の二十六日から道農業委員會において審議の結果同二十八日に至り、減額補正、その他を條件として了承したので、ただちに支廳長會議を開催、各支廳別割當が指示された。

都道府縣別割當數量 (單位石)

北海道	一、五五三、〇〇〇	青森	六〇三、〇〇〇	岩手	四八三、〇〇〇
秋田	一、一八〇、〇〇〇	宮城	一、一九八、〇〇〇	山形	一、一四〇、〇〇〇
福島	八三〇、〇〇〇	茨城	八七四、〇〇〇	栃木	八二九、〇〇〇
群馬	三三〇、〇〇〇	埼玉	六三八、〇〇〇	千葉	一、一四〇、〇〇〇
東京	三、〇〇〇、〇〇〇	神奈川	五、二〇〇、〇〇〇	新潟	二、三〇〇、〇〇〇
富山	八六六、〇〇〇	石川	五五〇、〇〇〇	福井	四八三、〇〇〇
山梨	八九一、〇〇〇	長野	四四三、〇〇〇	岐阜	四三九、〇〇〇
静岡	七三三、〇〇〇	愛知	六五九、〇〇〇	三重	五五八、〇〇〇
滋賀	六八八、〇〇〇	京都	四四九、五〇〇	大阪	二、〇〇〇、〇〇〇
兵庫	六三六、〇〇〇	奈良	二七、五〇〇	和歌山	一、三三〇、〇〇〇
鳥取	二六五、〇〇〇	高根	三〇、六〇〇	岡山	七五三、〇〇〇
廣島	四七〇、五〇〇	山口	三九八、四〇〇	徳島	一、五七〇、〇〇〇
香川	二五五、〇〇〇	愛媛	一六、〇〇〇	高知	一、五六〇、〇〇〇
福岡	八九八、〇〇〇	佐賀	六三三、〇〇〇	長崎	一、三五三、〇〇〇
熊本	六九三、〇〇〇	大分	三〇九、六〇〇	宮崎	一、七四八、〇〇〇
鹿兒島	一、三三〇、〇〇〇	總計	三、五〇〇、〇〇〇		

各支廳別割當數量 (單位石)

石狩	一七、〇五九	空知	六三、八五五	上川	五五九、六四〇
後志	五、二八六	檜山	一六、八四七	渡島	三三、四七〇
釧路	四、六五九	日高	三、五七一	十勝	一八、五二九
釧路	一	根室	一	網走	二二、六二四
宗谷	一	留萌	七、二六六	合計	一、五五三、〇〇〇

昭和二十六年年度道費豫算現計調

普通會計

(歳入の部)

款項別	既決豫算額	第五回定例會追加議案	現計豫算額	總額に對する割合
道税	四、一七、四六六、一〇〇		四、一七、四六六、一〇〇	三三・九
普通税	四〇、九、三六、三〇〇		四〇、九、三六、三〇〇	
舊法による税	六、〇〇、四〇〇		六、〇〇、四〇〇	
公營企業及財産收入	六、四四三、一〇〇		六、四四三、一〇〇	〇・六
公營企業收入	五、〇〇〇、〇〇〇		五、〇〇〇、〇〇〇	
財産收入	五、一五、二九〇		五、一五、二九〇	
財産賣拂代金	八、三三〇、〇〇〇		八、三三〇、〇〇〇	
分擔金及び負擔金	二四二、八六五、七〇〇		二四二、八六五、七〇〇	一四・一
負擔金	二四二、八六五、七〇〇		二四二、八六五、七〇〇	
使用料及び手数料	四四、二四四、〇〇〇		五〇、六六〇、四〇〇	二・八
使用料	三三、一四四、一〇〇		三三、一四四、一〇〇	
手数料	一六、一〇〇、九〇〇		一七、四一六、三〇〇	
寄附金	一七、〇〇一、九〇〇		一六、〇〇五、九〇〇	〇・三
寄附金	一七、〇〇一、九〇〇		一六、〇〇五、九〇〇	
繰入金	一一〇、四三三、六〇〇		一一〇、四三三、六〇〇	〇・七
特別會計繰入金	五、四三三、六〇〇		五、四三三、六〇〇	
財産金繰入	五、〇〇〇、〇〇〇		五、〇〇〇、〇〇〇	
繰越金	四〇一、四六六、一〇〇		四〇一、四六六、一〇〇	二・七
前年度繰越金	四〇一、四六六、一〇〇		四〇一、四六六、一〇〇	
雑收入	一、三三、八三三、四〇〇		一、三三、八三三、四〇〇	七・二

歳入計	一六、八七、七二六、一〇〇	七五、三三、三三〇、〇〇〇	一七、六、〇、七、〇〇〇	一〇〇・〇〇
純國庫負擔計	八、四〇〇、一五〇、六〇〇	六〇、〇六四、二〇〇	九、〇〇〇、二一四、八〇〇	五〇・四六
國庫補助金	三、五八、八三〇、一〇〇	二四、一四三、六〇〇	三、八三〇、九七三、七〇〇	
國庫補助金	三、五八、八三〇、一〇〇	二四、一四三、六〇〇	三、八三〇、九七三、七〇〇	
委託託費	三、七二六、〇〇〇	一〇、三三六、一〇〇	五、〇六二、一〇〇	
國庫支出金	三、八三〇、九七三、七〇〇	六〇、〇六四、二〇〇	四、四三五、〇三七、九〇〇	二五・三
地方財政平衡交付金	五、二四、九六〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	五、二四、九六〇、〇〇〇	
地方財政平衡交付金	五、二四、九六〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	五、二四、九六〇、〇〇〇	
純道負擔計	七、七、六二二、五〇〇	九、〇〇〇、一〇〇	八、〇〇、七三二、六〇〇	四・五
道債	九、九、五〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	一、〇四、一五〇、〇〇〇	五・九
道債	九、九、五〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	一、〇四、一五〇、〇〇〇	
巡迴診療收入	一、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
巡迴診療收入	一、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
納付金	三、七、六二二、五〇〇	三、七、六二二、五〇〇	三、七、六二二、五〇〇	
納付金	三、七、六二二、五〇〇	三、七、六二二、五〇〇	三、七、六二二、五〇〇	
精神病院收入	二、七、六二二、五〇〇	二、七、六二二、五〇〇	二、七、六二二、五〇〇	
精神病院收入	二、七、六二二、五〇〇	二、七、六二二、五〇〇	二、七、六二二、五〇〇	
勞働會館收入	一、二、七、六二二、五〇〇	一、二、七、六二二、五〇〇	一、二、七、六二二、五〇〇	
勞働會館收入	一、二、七、六二二、五〇〇	一、二、七、六二二、五〇〇	一、二、七、六二二、五〇〇	
貸付金收入	五、六、五〇〇、〇〇〇	五、六、五〇〇、〇〇〇	五、六、五〇〇、〇〇〇	
貸付金收入	五、六、五〇〇、〇〇〇	五、六、五〇〇、〇〇〇	五、六、五〇〇、〇〇〇	
金庫運用金和手	七、八〇〇、〇〇〇	七、八〇〇、〇〇〇	七、八〇〇、〇〇〇	
金庫運用金和手	七、八〇〇、〇〇〇	七、八〇〇、〇〇〇	七、八〇〇、〇〇〇	
土地區劃整理收入	二、五、四三三、一〇〇	二、五、四三三、一〇〇	二、五、四三三、一〇〇	
土地區劃整理收入	二、五、四三三、一〇〇	二、五、四三三、一〇〇	二、五、四三三、一〇〇	
公報收入	九、五五五、〇〇〇	九、五五五、〇〇〇	九、五五五、〇〇〇	
公報收入	九、五五五、〇〇〇	九、五五五、〇〇〇	九、五五五、〇〇〇	
療養所收入	三、六、七、〇〇〇	三、六、七、〇〇〇	三、六、七、〇〇〇	
療養所收入	三、六、七、〇〇〇	三、六、七、〇〇〇	三、六、七、〇〇〇	
保健所收入	三、六、七、〇〇〇	三、六、七、〇〇〇	三、六、七、〇〇〇	
保健所收入	三、六、七、〇〇〇	三、六、七、〇〇〇	三、六、七、〇〇〇	
診療所收入	三、〇、四六六、〇〇〇	三、〇、四六六、〇〇〇	三、〇、四六六、〇〇〇	
診療所收入	三、〇、四六六、〇〇〇	三、〇、四六六、〇〇〇	三、〇、四六六、〇〇〇	
物品賣拂代金	一、九、六、〇〇〇	一、九、六、〇〇〇	一、九、六、〇〇〇	
物品賣拂代金	一、九、六、〇〇〇	一、九、六、〇〇〇	一、九、六、〇〇〇	
辨償金及報償金	一、九、六、〇〇〇	一、九、六、〇〇〇	一、九、六、〇〇〇	
辨償金及報償金	一、九、六、〇〇〇	一、九、六、〇〇〇	一、九、六、〇〇〇	

(歳出の部)

款 項 別	既決豫算額	第五回定例会追加(議案一)	現計豫算額	總額に對する割合
議會費	八六、七三、四〇〇	七、七六、二〇〇	九四、四九、六〇〇	〇・高
道議會費	八六、七三、四〇〇	七、七六、二〇〇	九四、四九、六〇〇	
道應費	一、五三、八五、六〇〇	四、〇〇、〇〇〇	一、五三、八五、六〇〇	八・八
道職員費	一、四八、〇〇、〇〇〇	四、〇〇、〇〇〇	一、四八、〇〇、〇〇〇	
諸職員福利厚生費	一、四八、〇〇、〇〇〇	四、〇〇、〇〇〇	一、四八、〇〇、〇〇〇	
人事委員會費	二、六九、〇〇〇	二、六九、〇〇〇	五、三八、〇〇〇	
警察消防費	五、七〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	六、七〇、〇〇〇	〇・三
公安委員會費	三、一八、七、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	三、二九、七、〇〇〇	
治安維持連絡協議會費	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	二、〇〇、〇〇〇	
消防學校費	二、五七、七、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	二、六七、七、〇〇〇	
消防振興費	一、〇八、五、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇九、五、〇〇〇	
土木費	一、七〇、三、〇〇、〇〇〇	三、五九、九、〇〇〇	一、七三、九、〇〇、〇〇〇	一〇・七
道路橋梁費	二、三三、二、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇	二、三六、二、〇〇〇	
河川費	四、三三、一、〇〇〇	三、五〇、〇〇〇	四、六八、一、〇〇〇	
港灣費	六、〇三、七、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	六、一三、七、〇〇〇	
都市計畫費	四、三三、七、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	四、四三、七、〇〇〇	
東札幌土地區畫整理事業費	二、四六、六、七〇〇	一、〇〇、〇〇〇	二、四七、六、七〇〇	
戰災復興費	六、四四、八、四〇〇	一、〇〇、〇〇〇	六、四五、八、四〇〇	
土木試驗所費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	
土木機械工作所費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	
災害土木費	三、三三、七、〇〇〇	九、九九、〇〇〇	三、四三、六、九〇〇	
土木事業獎勵費	二、二七、〇〇〇	四、七〇、〇〇〇	六、九七、〇〇〇	
教育費	五、三三、七、〇〇、〇〇〇	一、六〇、六、八〇〇	五、五〇、八、六、八〇〇	三・七

教育委員會費	一〇、五七、一〇〇	八〇〇、〇〇〇	一〇、五七、一〇〇
小學校費	二、四九、四〇〇	一〇、〇〇、〇〇〇	二、四九、四〇〇
中學校費	一、四七、四三〇	一、〇〇、〇〇〇	一、四七、四三〇
高等學校費	一、〇〇、八三、一〇〇	一〇、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、八三、一〇〇
定時制高等學校費	二、六、一、六〇〇	一〇、〇〇、〇〇〇	二、六、一、六〇〇
育鰭學校費	六、八三、一〇〇	一〇、〇〇、〇〇〇	六、八三、一〇〇
通信教育費	一、三六、九〇〇	一〇、〇〇、〇〇〇	一、三六、九〇〇
教育諸費	三、六、八五、〇〇〇	五、三六、八〇〇	三、六、八五、〇〇〇
社會教育費	三、六、八五、〇〇〇	五、三六、八〇〇	三、六、八五、〇〇〇
社會體育費	三、九五、五〇〇	一〇、〇〇、〇〇〇	三、九五、五〇〇
社會及び勞働施設費	一、三六、一三、〇〇〇	五、三六、八〇〇	一、三六、一三、〇〇〇
生活保護費	一、七、一五、〇〇〇	三、九、〇〇、〇〇〇	一、七、一五、〇〇〇
民生福祉費	一、八、一、九、七〇〇	一〇、〇〇、〇〇〇	一、八、一、九、七〇〇
災害救助費	三、八五、六〇〇	一、八五、〇〇〇	三、八五、六〇〇
引揚援護對策費	九、二〇、六〇〇	九、五五、三〇〇	九、二〇、六〇〇
婦人福祉費	一、五〇、四〇〇	一、七、一、〇〇〇	一、五〇、四〇〇
兒童福祉費	一、四、八、四、〇〇〇	三、一、一、〇〇〇	一、四、八、四、〇〇〇
世話諸費	一〇、八五、七〇〇	一、七、一、〇〇〇	一〇、八五、七〇〇
國民健康保險費	六、八、八、三、〇〇〇	四、九、〇〇、〇〇〇	六、八、八、三、〇〇〇
勞働費	三、〇七、一〇〇	一〇、〇〇、〇〇〇	三、〇七、一〇〇
地方勞働委員會費	二、四〇、八、一〇〇	一〇、〇〇、〇〇〇	二、四〇、八、一〇〇
住宅費	三、七、四、一、八〇〇	一〇、〇〇、〇〇〇	三、七、四、一、八〇〇
失業對策費	四、六、〇、〇〇〇	一〇、〇〇、〇〇〇	四、六、〇、〇〇〇
公園費	七、一、六〇、〇〇〇	三、四、八、四〇〇	七、一、六〇、〇〇〇
保健衛生費	八、三、四、六、七〇〇	一、五、一〇、五〇〇	八、三、四、六、七〇〇
保健所費	六、五、三、六〇〇	六、八、七、九〇〇	六、五、三、六〇〇
傳染病豫防費	三、五、三、九〇〇	六、八、七、九〇〇	三、五、三、九〇〇
性病豫防費	二、一、四、六、五〇〇	六、八、七、九〇〇	二、一、四、六、五〇〇
結核豫防費	六、八、五、一〇〇	三、一、一、〇〇〇	六、八、五、一〇〇
環境衛生費	七、一、五、一〇〇	三、一、一、〇〇〇	七、一、五、一〇〇

公衆衛生普及指導費	九、七五、八〇〇		
優生保護諸費	二、七三、五〇〇	二、七三、五〇〇	
保健指導諸費	一、六三、一〇〇	一、六三、一〇〇	
衛生調査諸費	三、五〇〇、〇〇〇	一〇、八、〇〇〇	
衛生科學研究費	一、五、七六、八〇〇	二、四〇〇、〇〇〇	
保健對策費	七、七三、七〇〇	一、八、四六、八〇〇	
醫務諸費	二〇、五八、八〇〇	三、七三、七〇〇	
藥事諸費	六、六六、八〇〇	六、六六、八〇〇	
產業經濟費	四、六、一七、四〇〇	六、九、九七、〇〇〇	四、三、七、七〇〇
農業費	四、五、八〇、一〇〇	六、九、八、〇〇〇	四、七、七、二〇〇
蠶業取締諸費	四、五〇〇		四、五〇〇
農業講習所費	七、五〇〇、五〇〇		七、五〇〇、五〇〇
協同農業普及費	四、八三、〇〇〇		四、八三、〇〇〇
農業試驗場費	五、〇〇、〇〇〇	五、〇〇、〇〇〇	五、〇〇、〇〇〇
種畜場費	三、九六、〇〇〇		三、九六、〇〇〇
種羊場費	一、五、七、一五〇		一、五、七、一五〇
道立種畜場復舊費	三、四、六三、〇〇〇		三、四、六三、〇〇〇
畜產業費	三、九、六四、七〇〇	二、四三、一〇〇	三、三、六六、九〇〇
食糧調整費	三〇、九一、五〇〇		三〇、九一、五〇〇
食糧調整費	五、二四、〇〇〇		五、二四、〇〇〇
資材調整費	一、八〇〇、〇〇〇		一、八〇〇、〇〇〇
林業費	五、三、四六、五〇〇	△三、六三、二〇〇	五、六、六六、〇〇〇
林業指導所費	一〇〇、二五、一〇〇		一〇〇、二五、一〇〇
水產業費	三、六、九一、七〇〇	五、四、五、〇〇〇	三、四、〇三、六〇〇
水產試驗場費	六、九、五八、〇〇〇		六、九、五八、〇〇〇
水產孵化場費	二、四、〇〇、〇〇〇	〇、七、〇〇〇	二、四、〇〇、〇〇〇
水產練習所費	六、七六、八〇〇	一〇〇、〇〇〇	六、六六、八〇〇
商工業費	三、〇、〇〇、〇〇〇	四、〇、〇〇〇	三、〇、〇〇、〇〇〇
工業試驗場費	四、〇、〇〇、〇〇〇	四、〇、〇〇〇	四、〇、〇〇、〇〇〇
度量衡器檢定所費	八、〇、五八、〇〇〇		八、〇、五八、〇〇〇
觀光事業費	三、五、六三、〇〇〇	三、五、六三、〇〇〇	三、五、六三、〇〇〇

農地費	五、九三、六〇〇	一、〇、五、一〇〇	五、九三、六〇〇
農業協同組合費	三、四、八五、〇〇〇		三、四、八五、〇〇〇
開拓事業費	一、〇三、七五、〇〇〇	一、四、五、四〇〇	一、〇三、七五、〇〇〇
耕地事業費	四、三、七五、〇〇〇	三、七、三、〇〇〇	四、三、七五、〇〇〇
電力開發調查費	一、八、四五、〇〇〇		一、八、四五、〇〇〇
農業委員會費	四、一、七、〇〇〇	四、六、〇、〇〇〇	四、一、七、〇〇〇
財產管理費	二、〇、九、八、〇〇〇		二、〇、九、八、〇〇〇
職員住居施設費	二、八、〇、〇〇〇		二、八、〇、〇〇〇
廳舍營繕費	一、〇、四、四、〇〇〇		一、〇、四、四、〇〇〇
營繕諸費	一、四、八、五、一〇〇		一、四、八、五、一〇〇
勸業資金積立金	二、七、〇、一〇〇		二、七、〇、一〇〇
統計調查費	四、〇、一、八、〇〇〇		四、〇、一、八、〇〇〇
統計調查費	四、〇、一、八、〇〇〇		四、〇、一、八、〇〇〇
選舉費	五、七、七、七〇〇		五、七、七、七〇〇
選舉管理委員會費	八、三、三、〇〇〇		八、三、三、〇〇〇
選舉諸費	七、五、六、六〇〇		七、五、六、六〇〇
公債費	一、三、六、六、〇〇〇		一、三、六、六、〇〇〇
元利償還金	三、七、一、〇、〇〇〇		三、七、一、〇、〇〇〇
利金取扱費	一、六、四、八、七〇〇		一、六、四、八、七〇〇
公金取扱費	一〇、七、〇〇〇		一〇、七、〇〇〇
諸支出金	七、五、七、七、〇〇〇	四、八、五、一、〇〇〇	七、五、七、七、〇〇〇
徵稅費	一、五、七、六、七〇〇		一、五、七、六、七〇〇
監査諸費	九、三、五、〇〇〇		九、三、五、〇〇〇
地方振興費	九、六、〇、一〇〇	三、一〇〇、〇〇〇	九、六、〇、一〇〇
諸支出金	二、八〇、四、六、九〇〇	一、六、七、一、〇〇〇	二、八〇、四、六、九〇〇
貸付金	二、六、八三、〇〇〇		二、六、八三、〇〇〇

豫備費	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	〇・〇
豫備費	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	〇・〇
歳出合計	一六,八七九,九三〇	一七,六〇〇,七六六	一〇〇・〇〇

▲昭和二十六年年度道税徴収状況調 (十月末) (税目別)

税目	調定額	収入額	不納額	収入未済額	収入歩合
普通税	三,七〇四,〇六・九	九,九一六,四四六	一,八五一・一	三,〇五五・五	五・六
入場税	二,〇四四,九六・七	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	〇・六
遊興飲食税	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	〇・六
自動車税	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	〇・六
儲蓄税	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	〇・六
漁業権税	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	〇・六
狩獵者税	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	〇・六
家畜税	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	〇・六
事業税	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	〇・六
特別所得税	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	〇・六
旧法による税	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	〇・六
道税計	三,六九六,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一〇・八

▲昭和二十六年年度道税徴収状況調 (十月末) (支應別)

支應名	調定額	収入額	不納額	収入未済額	収入歩合
石狩支應	五九,〇七・三	三三,〇四八・二	二六,〇二九・一	二六,〇二九・一	五・五
渡島支應	四八,〇五五・五	二〇,〇九三・七	二八,〇六一・八	二八,〇六一・八	二・九
檜山支應	二六,〇九八・五	三,〇六六・三	二三,〇三二・二	二三,〇三二・二	一・一
後志支應	三六,〇五五・五	一六,〇四四・五	二〇,〇一一・〇	二〇,〇一一・〇	四・四
空知支應	二六,〇七五・七	三,〇六六・三	二三,〇〇九・四	二三,〇〇九・四	一・一
上川支應	三六,〇七五・七	三,〇六六・三	二三,〇〇九・四	二三,〇〇九・四	一・一
留萌支應	九,〇七五・七	三,〇六六・三	六,〇〇九・四	六,〇〇九・四	三・三

支應	宗谷支應	網走支應	釧路支應	十勝支應	日高支應	根室支應	本支應
計	九,〇八八・四	二,〇六六・五	二,〇六六・五	二,〇六六・五	二,〇六六・五	二,〇六六・五	二,〇六六・五
支應	二,〇六六・五	二,〇六六・五	二,〇六六・五	二,〇六六・五	二,〇六六・五	二,〇六六・五	二,〇六六・五
市	二,〇六六・五	二,〇六六・五	二,〇六六・五	二,〇六六・五	二,〇六六・五	二,〇六六・五	二,〇六六・五
計	二,〇六六・五	二,〇六六・五	二,〇六六・五	二,〇六六・五	二,〇六六・五	二,〇六六・五	二,〇六六・五
支應	二,〇六六・五	二,〇六六・五	二,〇六六・五	二,〇六六・五	二,〇六六・五	二,〇六六・五	二,〇六六・五
市	二,〇六六・五	二,〇六六・五	二,〇六六・五	二,〇六六・五	二,〇六六・五	二,〇六六・五	二,〇六六・五
計	二,〇六六・五	二,〇六六・五	二,〇六六・五	二,〇六六・五	二,〇六六・五	二,〇六六・五	二,〇六六・五

▲農業協同組合現況調 (八月末現在)

單位組合	支應	市	計	單位組合	支應	市	計
一般組合	三六	一四	五〇	一般組合	二四	三	二七
畜産組合	一四	一	一五	畜産組合	一	一	二
開拓組合	一九	八	二七	開拓組合	二	一	三
酪農組合	一	一	二	酪農組合	一	一	二
開拓農村工業組合	一	一	二	開拓農村工業組合	一	一	二
農村工業組合	一	一	二	農村工業組合	一	一	二
牧野組合	一	一	二	牧野組合	一	一	二
椎草組合	一	一	二	椎草組合	一	一	二
種鶏組合	一	一	二	種鶏組合	一	一	二
蔬菜玉葱	一	一	二	蔬菜玉葱	一	一	二
養豚養蜂其の他	一	一	二	養豚養蜂其の他	一	一	二
計	二	一	三	計	二	一	三
連合會	二	一	三	連合會	二	一	三
道支應	二	一	三	道支應	二	一	三
計	二	一	三	計	二	一	三
連合會	二	一	三	連合會	二	一	三
道支應	二	一	三	道支應	二	一	三
計	二	一	三	計	二	一	三

(十月末現在)

① 括弧內解散合併數

(昭和二十六年九月三十日現在)

北海道議会時報第3巻第12号(昭和26年)

金融及保險業	二五	八、四	一
運輸通信その他	四〇九	五、二五	二三
公益事業	四〇九	七、六三	二
サービス業	四六七	三、四六	二
公務	三〇八	七、五九	一五
分類不能の産業	四四	三〇、六六	七
合計	二、二六	六三	六三

(六月末現在)

—

北海道議会時報第3巻第12号(昭和26年)

▲第五回定例道議會の議決を経た條例の經過調

番 號	件	名	議決月日	公布月 日
議案 八	北海道議會議員報酬及び費用辨償條例の一部を改正する條例	一〇、三一 修正可決	一一、一五	條例八五
同 九	北海道教育委員會の委員の報酬及び費用辨償條例の一部を改正する條例	〃	一一、二〇	同、八三
同 一〇	北海道教育委員會教育長の給料額及び旅費額並びにその支給方法に關する條例の一部を改正する條例	〃	一一、二〇	同、八四
同 一一	北海道公安委員の報酬額及び費用辨償額並びにその支給條例の一部を改正する條例	〃	一一、一五	同、八六
同 一二	北海道選舉管理委員の報酬額及び費用辨償額並びにその支給方法に關する條例の一部を改正する條例	〃	一二、四	同、八九
同 一三	北海道地方労働委員會の委員の報酬及び費用辨償條例の一部を改正する條例	〃	一一、二〇	同、八八
同 一四	保健所設置條例の一部を改正する條例	一〇、三一 原案可決	一一、一三	同、七七
同 一五	北海道魚介類行商取締條例の一部を改正する條例	〃	一一、一七	同、七九
同 一六	北海道立農業講習所種畜使用料條例	〃	未公布	
同 一七	北海道緊急造林獎勵條例の一部を改正する條例	〃	一一、二〇	條例八二
同 一八	北海道火氣取締條例	〃	一一、二〇	同、八七
同 二五	北海道産業教育審議會委員定數條例	〃	一一、二〇	同、八〇
同 二六	北海道産業教育審議會委員の費用辨償條例	〃	一一、二〇	同、八一
同 二九	北海道國民健康保險診療報酬審査委員會審査手数料條例	〃	一一、一六	同、七八

雜 錄

地方行政疑義問答集

○議會を當事者とする訴訟

(昭和二六、二、二四地自行政議第三六號)
(鹿児島市議會事務局局長宛行政課長回答)

問一 地方公共團體がその當事者である「異議の申立、訴願、訴訟、和解、斡旋調停及び仲裁に關する」事件(地方自治法第九十六條一項十號)につき議會の議決を経べき規定であるが、この地方公共團體の中には地方議會がその當事者である場合をも含むものと解して宜しきか。

二 若し議會自身當事者である場合は、前號に該當しないとすれば議會の訴事については、議決を要しないと解して宜しきか。

三 前項の場合でも尙議決を必要とするとすれば、何れの條項に基き議決するものであるか。

答一 含まない。

二 機關意思を決定するための議會の議決を要する。

三 地方自治法上議決を要する旨の明文はないが、合議體としての議會がその意思を決定するためには、當然議決(決定又は選舉の方法を用いる必要があり)本件の場合にも法第百十六條(表決)の規定の適用はあるものと解される。

○豫算の修正議決

(昭和二四、八、二五、地自鳥第五號)
(鳥取縣知事宛、連絡行政部長回答)

問一 議案を修正するに際し、修正の理由を具體的に説明せず、單に「修正の必要を認めたから」と云う抽象的の説明で良いのでしょうか。

二 豫算を修正する場合、款項、目迄増減して節、即ち豫算の基礎を詳細に記載した豫算説明を修正しなくとも良いのでしょうか。

三 豫算の修正に際し議會で、款、項、目迄修正し、節の修正をせずして收支に伴う計數の整理は議長に一任すると議決した場合において
(1) 節の修正即ち豫算の基礎の修正が計數の整理と云う委任決議に含まれるものとして、議長が節の修正をしても良いのでしょうか。

(2) 修正の基礎をなす節の修正と云う重要な事項を議會自らなさずして議長に委任し得るものでしょうか。

四 修正の理由も述べず、節の修正即ち豫算の基礎を修正せずして、單に目以上の修正をしたものを有効な修正と認めることができるでしょうか
答一 修正權は、議會の權限に屬するものであつて、修正についての説明が具體的でなければならぬか、又抽象的でよいのか、は専ら具體的な事實に徴すべきものであるが、一般的には、修正の理由は少くとも長の説明と同程度に明確にすることが、適當である。

二、違法ではないが、適當ではないから今後の修正においては、議會が節まで具體的に修正する方法をとるべきである。

三、二、により承知されたい。

四 長の發案權を侵害していない限りお見込の通り。

○議案中重大なる誤謬

(昭和二五、六、八、自行政第九三號、名古屋)
(屋市議會事務局局長宛行政課長回答)

問 議案中重大なる誤謬を看過議決した場合の處置如何。

答 議決事件及びその内容によるが、一般的には越權違法等の法律上の瑕疵がない限り、一事不再議の原則の支配を受けるものと解される。

○寄附受領につき議會議決の要否

(昭和二五、五、三一、自行政第七五號、磐田市議會)
(事務局長照會靜岡縣總務部長宛行政課長回答)

問一 地方自治法第九十六條第一項第八號に依り、負擔附寄附又は贈與を受ける場合は、議會の議決を要することゝなつて居るが、負擔附寄附又は

贈與の意は、土地建物その他設備資材等の寄附受領により、將來保険料及び設備使用のため光熱水費の負擔を生ずるが如き物品寄附は議決を要し、現金寄附については概念として議決を要しないと解し差支えなきや

二 學校、市役所廳舎その他市の營造物建設並びに教材若しくは設備品調度のために、その所要額の一部として指定現金寄附があつた場合、その營造物並に施設完成には尙相當の市費負擔を要するとすれば、たとい單なる指定現金寄附と雖も負擔附寄附と解し議決を要するものとして差支えなきや。

答一 地方自治法第九十六條第一項第八號にいう負擔附寄附又は贈與の意は寄附又は贈與の契約に附された條例そのものに基いて、地方公共團體が法的な義務を負い、その義務不履行の場合には、その寄附又は贈與の効果に何らかの影響を與えるようなものをいうのである。従つて、所問の場合の如き寄附又は贈與について、かかる性質の義務の履行を條件として附するものでない限り、負擔附寄附又は贈與には該當しない。

二 一の主旨により、負擔附寄附には該當しない。なお、昭和二十三年八月一日附總理廳自發第二二八號内閣官房長官通知「地方自治法の一部を改正する法律施行の件」中當該説明を参照されたい。

○地方自治法等の疑義について

(昭和二十六、九、一〇、地自行政第二七三號)
名古屋市議會事務局局長宛行政課長回答

問一 臨時議長の議事日程作成等について

(一) 當市會において 會議規則に「議長は、議事日程を定め、豫め議員にこれを通知しなければならない」とあり、又、慣例として、前日又は前々日に、議事日程を發送してゐる。一方、一般選舉後初の市議會第一日の會議の議事日程については、貴廳の御見解に「年長議員が議長選舉の件までの日程を作製する」とあるから、初市議會第一日の會議の議事日程は、當選者中の年長議員を、當然第一日の會議に出席するものと考えて、法第七七條にいう「年長議員」(以下臨時議長とい

う)とみなし、當然年長議員がこれを作製して、前日又は前々日に議員に通知し差支えないと解してよろしいか。

(二) (一)の處置をとつたとき第一日の會議に、當該年長議員が出席しなかつた場合に關し、

(イ) 當日の出席議員中の年長者が、臨時議長となるのであり、且つこの時において始めて臨時議長が確定するものと解せらるから、前の當選者中の年長議員のなした行爲は、無權限のものが作製したものとなる。

(ロ) 「議長、副議長ともにないときは、議員は年長の議員の許可を得て辭職することができ」とする行政實例(昭和二十三年八月七日自發第六一七號、福岡縣議會事務局局長宛自治課長回答)に鑑みるも、年長議員は、議長、副議長ともにないときは法第七七條以外の事項(本例では法第二百二十六條但書)についてすら議長の職務を行うことができるかと解せられ、この場合、たとい、後日、初市議會第一日の會議に欠席したため、他の議員が臨時議長となつても、議事日程作製のときにおいては、議長、副議長ともにないのであるから、當選者中の年長議員が臨時議長として作製し、發送することは敢て差支えない。

以上の二説に分れたので、この點につき御説明を頂きたい。

問二 議會招集期日の變更について

(一) 長が議會招集告示をなしたる後は、その招集期日は、原則して變更できず、例外的に、客觀的に必要止むを得ないと認められし理由がある場合に限り、變更することができると解してよろしいか。

(二) 然りとせば、原則として招集期日は變更できないとする理由を承りたい。

(三) 例外的に招集告示の變更をなす場合の告示期間については法第七七條第二項の適用ありと解してよろしいか。

問三 長以外の執行機關のする訴訟について

地方公共團體の長以外の執行機關（例えば教育委員會とする。）が訴訟を提起する場合に、當事者となるものについては「昭和二十五年八月二十九日自行第一八七號京都市教育委員會宛行政課長回答」によれば教育委員會のする訴訟提起について訴訟當事者を「市である」としている。一方教育委員會の團體代表權に關する「昭和二十六年五月二十六日地自行發第一二〇號大阪府議會事務局長宛行政課長回答」によれば「教育委員會所管の事務に關しては、團體代表權を有し、從つて所管の事務に關する訴訟についてはその當事者となる」とあるため疑議を生じたので御見解を承りたい。

答一 (一)、法第百七條にいわゆる年長の議員とは、選舉の行われるとき議場に出席している議員中最年長者をいうのであつて、現在議員中の最年長者の意ではない。從つて、當日法第百七條の規定により議長の職務を行うことを豫定されている者が、便宜會議の當日開議に先立ち作製通知することと豫定している議事日程案を前日又は前々日各議員に配付するものであるならば格別であるが、設問のような取扱をすることはできないものと考え。

(二)、(一)により承知されたい。

二 長が招集期日を變更することはできない。

三 當事者は團體であるが、これを代表するものは教育委員會であるという意味である。

○地方自治の疑義について

(昭和二六、九、一八、地自行發第二八〇號)
千葉縣總務部長宛行政課長回答

問一 地方自治法第二百四十四條第二項の議會の指定とは具體的にいかなることか。

二 單に特別會計として議會が議決すればその指定事業となるのかどうか
答一 二、地方自治法第二百四十四條第二項の事業として議決により特に指定することをいい、單に特別會計としての議會の議決によつて、指定事

業となるものではない。

○地方自治法第九十八條第二項及び同法第百九十九條

第三項に基く請求要求の取扱等について

(昭和二六、九、二一、地自行發第二八七號)
廣島縣監査委員會事務局長宛行政課長回答

問一 (1) 地方自治法第九十八條第二項によつて議會が監査委員に對して要求する監査の範圍如何。

(2) 地方自治法第百九十九條第三項によつて、所轄行政廳又は議會が監査委員に對して要求する監査の範圍如何。

答一 (1) 當該普通地方公共團體の事務のすべてが含まれる。

(2) 所轄行政廳の要求にかかるものにあつては、その行政廳の權限に屬する事務のすべてが含まれ、議會の要求にかかるものにあつては、普通地方公共團體の事務のすべてが含まれる。

問二 議會からの要求が地方自治法第九十八條第二項によるものか或いは同法第百九十九條第三項によるものであるかが不明瞭なる場合の措置如何。

答 答一、(2)の理由により承知されたい。

問三 法第百九十九條第六項の監査結果の報告及び公表に關する規定は、昭和二十六年三月二十六日地自行發第七三號新發田市監査委員宛回答によれば、第百九十九條による監査のみならず、第九十八條第二項による監査についてもなされるよう承知されるがその理由如何。

答 答一、(2)の理由により承知されたい。すなわち、法第百九十九條の規定は、監査委員の職務權限についての基本的な規定であつて、從つて同條第六項の監査結果の報告及び公表に關する規定は、他の條文において特別な定のない限り、監査をした場合には、その結果の報告及び公表についてはすべて適用があるものと解すべきである。

從つて、同法第九十八條第二項の規定は、同項による議會からの要求に基く監査の結果の報告及び公表について、特に第百九十九條第六項の

規定の適用を排除して特別な定をしているとは解されないからである。

(答一、(2)の理由) 第九十九條第三項にいう議會の監査委員に對する監査の要求は、第九十八條第二項の規定による議會の要求に基く監査と同一のものであり、當該地方公共團體のすべての事務に及び得ると解される。

○地方自治法第九十八條及び第百條の權限を付與した常

設の特別委員會を設ける條例に關する疑義について

(昭和二十六、九、一〇、地自行政發第二七
一號富山縣總務部長宛行政課長回答)

問一 地方自治法第九十八條第一項及び第百條第一項の職務を行わせるため、常設の特別委員會を設置する條例を制定することができるか。

答 できない。

○地方自治法の解釋について

(昭和二十六、九、二二、地自行政發第二八八號
石川縣土木部長宛行政課長回答)

問 港務局を設立しない港灣について、石川縣が單獨で港灣管理者となろうとして港灣法第三十三條第二項(港灣管理者としての地方公共團體の決定等)において準用する同法第四條(港灣局の設立等)の規定による告示をした場合において、關係地方公共團體が意見を申し出るには、地方自治法第九十六條第一項第十號によつて議會の議決を経なければならぬか。

答 法律上は特に議會の議決を要しないものと解する。



圖書室便り

◎新購入圖書紹介

圖書名 著者

新判例大系 民法編

法學辭典 末川 博

價值と資本Ⅱ J・R・ヒックス

北海道産業要覽 經濟北海道新報社
これからの日本 外務省情報部

◎各官公廳及びその他より受贈圖書

圖書名 寄贈先

醫療白書 國立醫療勞働組合

丸善社史 丸善株式會社

法務總裁意見年報 法務省府

勞働協約集 第一輯第二輯 勞働省勞政局

女子の職場施設 勞働省婦人少年局

フランスにおける勞使の協力 上下

勞働省勞働統計調查部

カナダの勞働事情 同

現下のフランスの勞働組合 同

戰後におけるイギリス勞働組合の發展 同

厚生廣報だより 三卷一九號 厚生省廣報渉外課

郵政監察年次概況 郵政省監察局

世界月報 六卷八號 外務省調查局

水産時報 十月號 水産廳

弘報だより 三八一四〇號 農林省弘報課

收書通報 三六一三九號 國立國會圖書館

國內出版物目錄 一、二、三月號 同

郵便年金 外務省指針 一六三號 郵政省簡易保險局

簡易保險 外務省指針 一六三號 農林省弘報課

農林時報 八一〇月號 農林省統計調查部

農林統計速報 二四一三三號 農林省統計調查部

昭和二十五年年度物統計結果概要 同

農林統計資料 五、六號 同

農村物價貸金月報 六、七月號 同

每月勤勞統計調查結果表 勞働省勞働統計調查部

勞働災害調查報告 同

勞働教育 一九五〇一、二、三月 勞働省勞働教育課

文部統計速報 五五號 文部省調査普及局

公共圖書館調查 同

資料だより 三三三號 通商産業省圖書館

通產統計月報 九月號 通商産業省調查統計部

業務研究 二〇號 電氣通信省業務局

郵政勞務情報 七、八、七九號 郵政省人事課

郵政統計月報 十月號 同

貿易北海道 八、九、十號 郵政省經理局

電氣試驗所彙報 八、九、十號 北海道交易觀光課

創立三十年記念會誌 同

北海道立農業協同組合講習所要覽 北海道立農業協同組合講習所同窓會

建設省要覽 同

矯正保護統計月報 九月號 建設大臣官房弘報課

勞働力調查報告 八月號 法務府矯正保護局

人事院月報 十月號 總理府統計局

一〇%抽出集計結果速報 其二 總理府統計局

北海道史料所在目錄 第二集 北海道行政調查課

魚と卵 十一月號 北海道水産孵化場

北海道統計書 二十四年第一卷 北海道總務部統計課

北海道自治 十一月號 北海道自治協會

ロックフェラー財團寄贈圖書目錄(一) 國立國會圖書館

貿易北海道 速報版四三號 北海道交易觀光課

綜合經濟 十一月號 北海道綜合經濟研究所

本道漁業に於ける出稼勞働者の生態 北海道立勞働科學研究所

農家の友 十二月號 農業改良普及協會

秋田縣議會月報 九、十月號 秋田縣議會事務局

圖書室資料目錄 同 岩手縣議會事務局

神奈川縣議會月報 第三卷第八、九號 神奈川縣議會事務局

栃木縣議會月報 十月號 栃木縣議會事務局

京都府議會時報 第二九號 京都府會事務局

鳥取縣議會月報 十月號 鳥取縣議會事務局

大分縣議會の歩み 同 大分縣議會事務局

昭和二十六年十二月二十日發行

北海道議會時報

第三卷 第三號

編集 北海道議會事務局調查課

發行 北海道議會事務局

電話 216 八二〇番